

平成27年度  
男女共同参画社会の形成の状況  
及び  
平成28年度  
男女共同参画社会の形成の促進施策  
(平成28年版男女共同参画白書)

概 要

内 閣 府

これは平成27年度男女共同参画社会の形成の状況・平成28年度男女共同参画社会の形成の促進施策（男女共同参画白書）の要旨を内閣府でまとめたものであり，引用等については直接白書本体によられたい。

平成27年度男女共同参画社会の形成の状況  
及び  
平成28年度男女共同参画社会の形成の促進施策

概 要

目 次

I	平成27年度男女共同参画社会の形成の状況	
特 集	多様な働き方・暮らし方に向けて求められる変革	1
第1節	女性を取り巻く社会情勢	1
第2節	多様な働き方・暮らし方	6
第1章	政策・方針決定過程への女性の参画	8
第2章	就業分野における男女共同参画	11
第3章	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	16
第4章	生涯を通じた男女の健康と高齢者、ひとり親の状況	18
第5章	女性に対する暴力	20
第6章	教育・研究における男女共同参画	23
第7章	地域・農山漁村、防災・復興における男女共同参画	26
II	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策	
第1部	平成27年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策	28
	はじめに 平成27年度を振り返って	28
第1章	男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進	28
第2章	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	29
第3章	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	29
第4章	男性、子供にとっての男女共同参画	30
第5章	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	30
第6章	男女の仕事と生活の調和	31
第7章	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	32
第8章	貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	32
第9章	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	32
第10章	女性に対するあらゆる暴力の根絶	33
第11章	生涯を通じた女性の健康支援	34
第12章	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	34
第13章	科学技術・学術分野における男女共同参画	35
第14章	メディアにおける男女共同参画の推進	35
第15章	地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進	35
第16章	国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	36

第2部 平成28年度に講じようとする男女共同参画の形成の促進に関する施策	37
第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進	37
第2章 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	37
第3章 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	38
第4章 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	38
第5章 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	39
第6章 科学技術・学術における男女共同参画の推進	39
第7章 生涯を通じた女性の健康支援	40
第8章 女性に対するあらゆる暴力の根絶	40
第9章 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	41
第10章 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	42
第11章 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	42
第12章 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	43
第13章 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	43

# I 平成27年度 男女共同参画社会の形成の状況

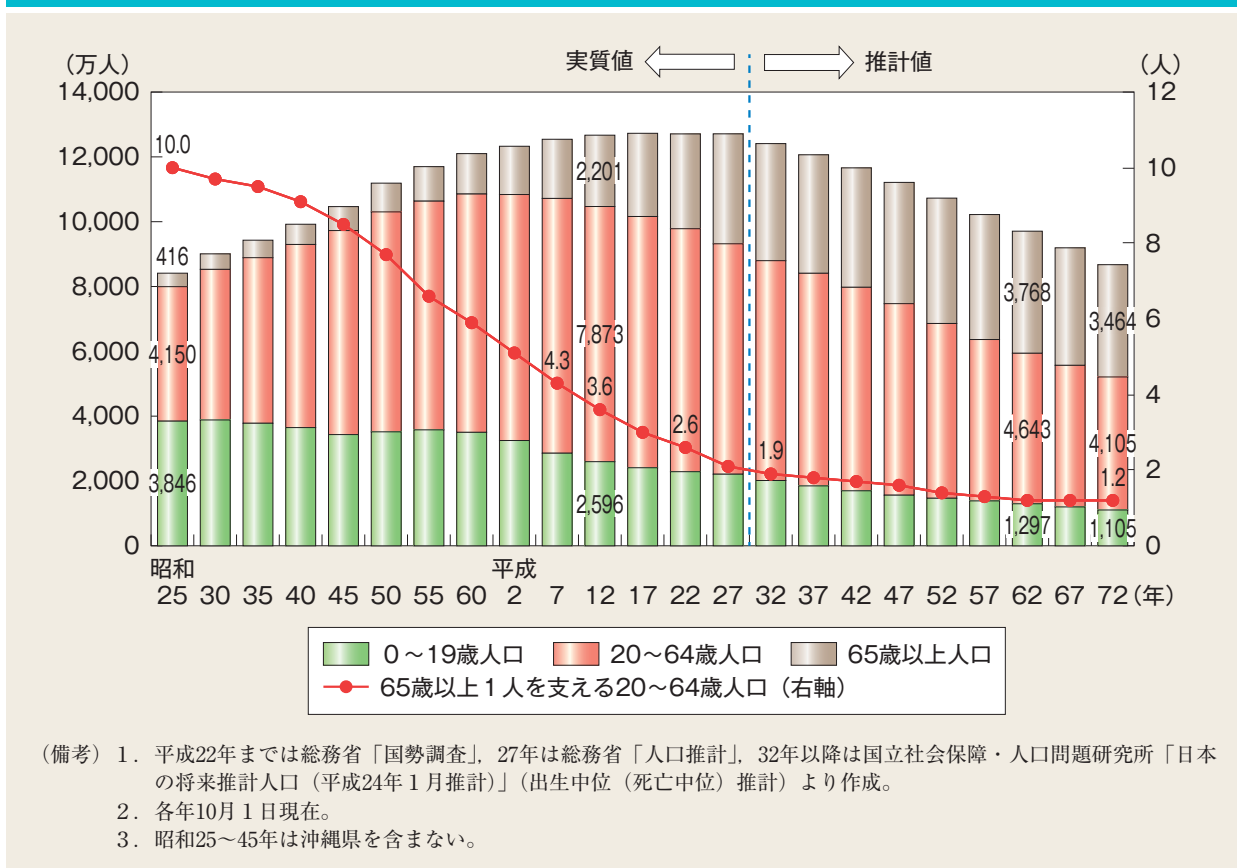
## 特集 多様な働き方・暮らし方に向けて求められる変革

### 第1節 女性を取り巻く社会情勢

#### (高齢者を支える現役世代人口の減少)

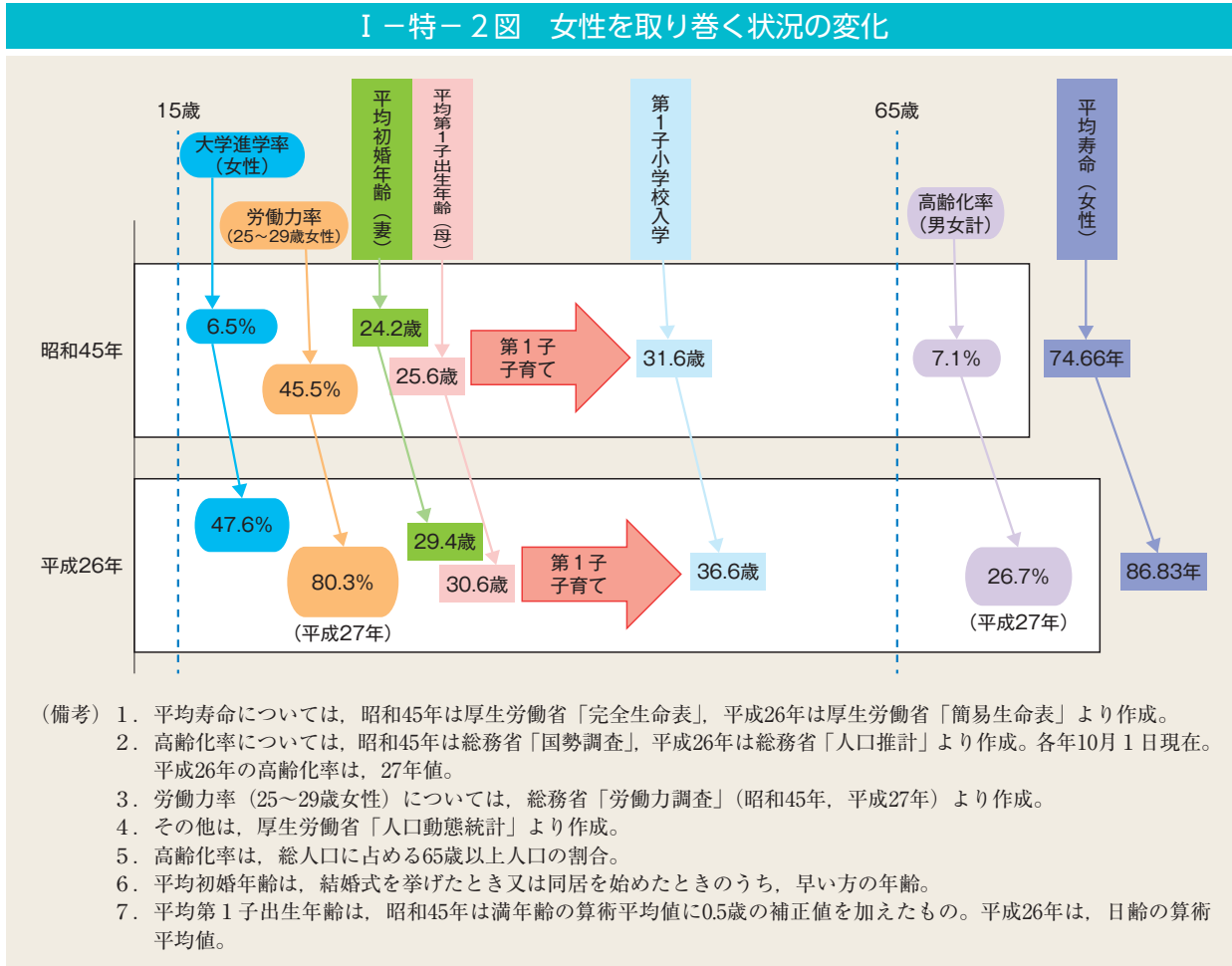
日本の総人口は平成60年（2048年）には1億人を割り、平成72年（2060年）には8,674万人になることが見込まれている。少子高齢化により、高齢者を始めとするケアを必要とする人口が増加する中、持続的発展のためには、現役世代、中でも大きな潜在力を持つ女性の活躍が喫緊の課題となっている（I-特-1図）。

I-特-1図 1人の高齢者を支える現役世代の人数の推移



(女性を取り巻く様々な状況の変化)

少子高齢化の中で、昭和45年から平成26年にかけての女性を取り巻く状況の変遷を見ると、女性の平均寿命は大きく伸びる一方、女性の平均初婚年齢及び平均第1子出生年齢は高くなっている（I-特-2図）。晩婚化、晩産化の影響も受け、合計特殊出生率は昭和45年の2.13から平成26年には1.42となっている。

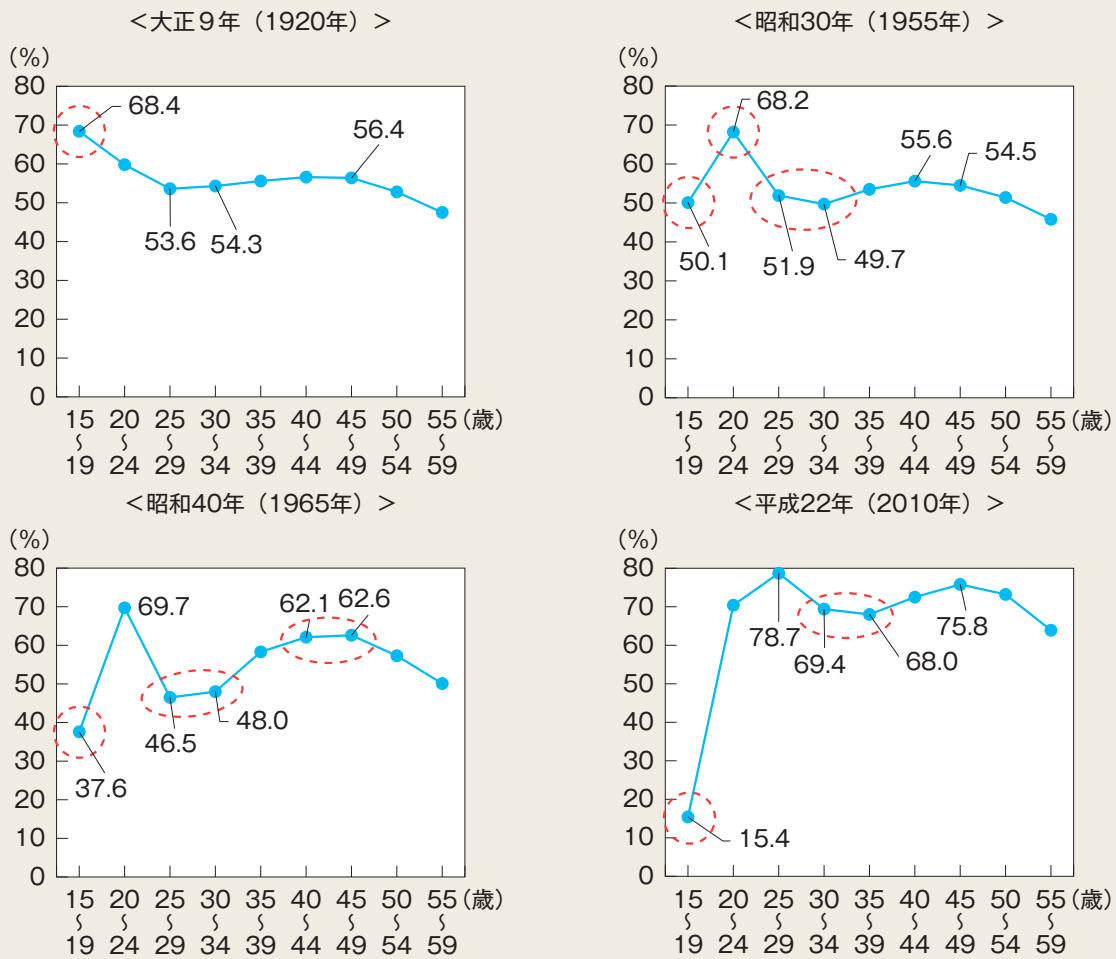


(M字カーブの形成)

日本の女性の年齢階級別労働力率は、諸外国と異なりM字型のカーブを描いているが、必ずしも昔からそうした形状であったわけではなく、高度成長期頃に出来上がってきたものである。大正9年には、年齢とともに労働力率が低下する傾向にあったが、昭和30年には、M字カーブの左側の山が形成され、高度成長期の40年にはM字型がはっきりと確認できるようになった。その後M字の底が上がるとともに、M字の底の年齢層が上がっている（I-特-3図）。

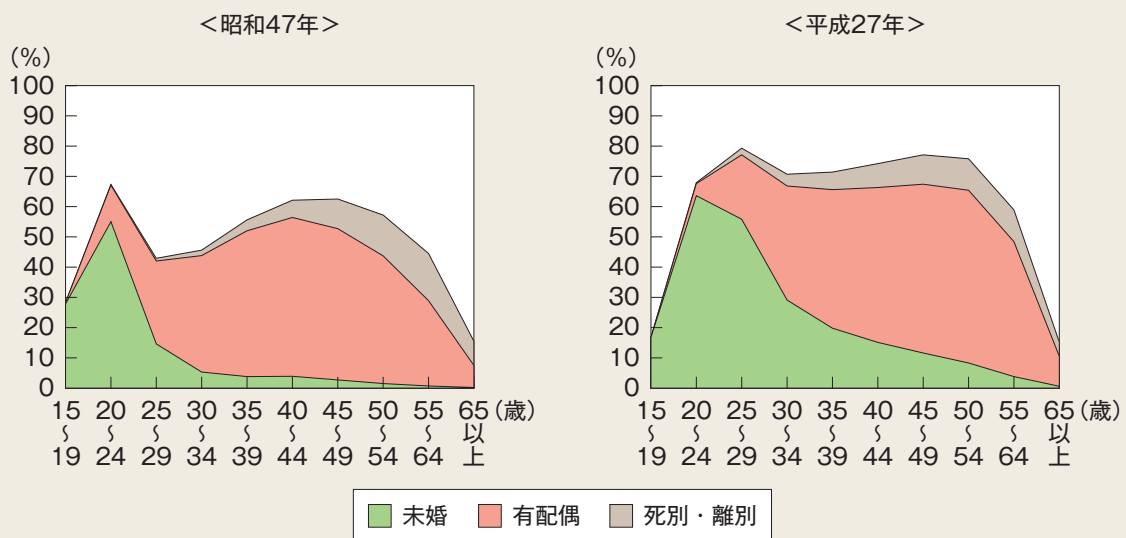
配偶関係別に昭和47年と平成27年の状況を比較してみると、未婚者の労働力が増加しており、M字の底が上がった一因となっている（I-特-4図）。

### I-特-3図 女性の労働力率の変化



- (備考) 1. 総務省統計局「国勢調査」より作成。  
 2. 大正9年については有業率。  
 3. 大正9年定義の「主人の世帯にある家事使用人」は、年齢別に按分し「有業者」に含めた。  
 4. 昭和30年、40年については、1%抽出集計結果による。

### I-特-4図 女性の配偶関係別・年齢階級別労働力率

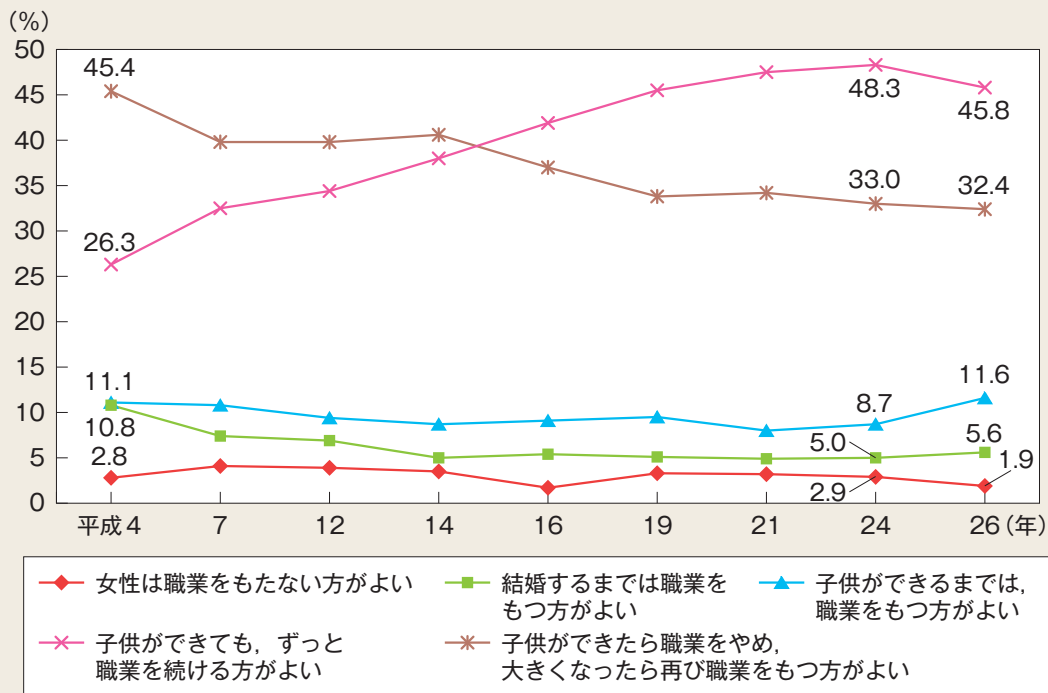


(備考) 総務省「労働力調査」(昭和47年、平成27年)より作成。

(子供ができてもしっかりと職業を続ける方がよいと考える人の増加)

女性の就労に関する意識の変化について平成4年と26年を比較すると、26年には「子供ができてもしっかりと職業を続ける方がよい」と回答する者の割合が、「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」を逆転して上回り、女性が育児をしながら働くことに対する意識に変化が見られる（I-特-11図）。一方で、実際には出産等で離職を選択しているケースが多く見られ、女性の職業への思いと現実の行動との間のギャップが大きくなっていることがうかがえる。

I-特-11図 女性の就労に関する意識の変化（女性）



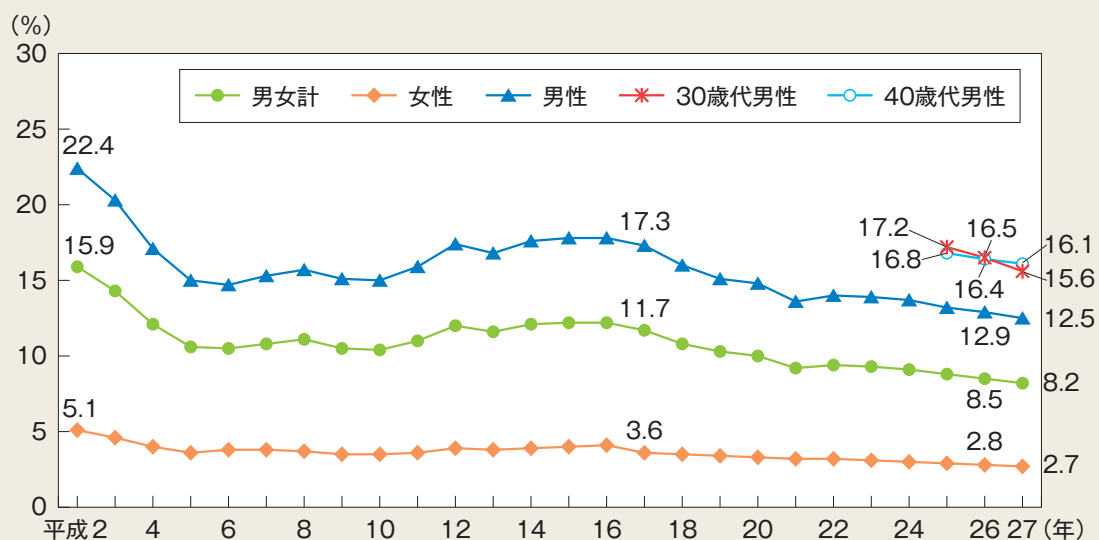
(備考) 内閣府「男女平等に関する世論調査」(平成4年), 「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成7~24年), 「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年)より作成。



### (長時間労働の動向)

男女の長時間労働の動向を見ると、週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は、平成27年には女性2.7%、男性12.5%となっているが、子育て期と重なる30歳代や40歳の男性ではその割合が高い（I-特-12図）。長時間労働を前提とした働き方では、仕事と家庭生活との両立は困難であり、男性自身の家庭生活への参画を困難にするとともに、女性が就業したり、就業継続できなくなるなど、家庭生活以外の活動への参画・活躍に影響を与えていると考えられる。

I-特-12図 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移（男女計、男女別）



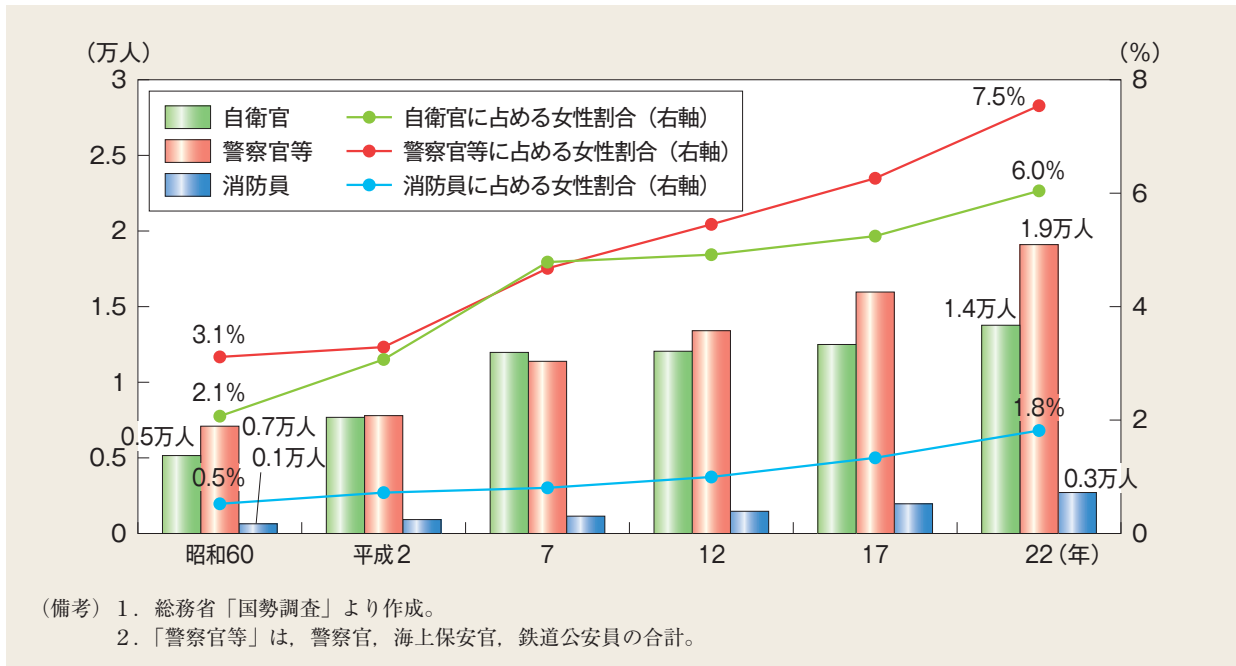
- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。  
 2. 非農林業雇用者数（休業者を除く）に占める割合。  
 3. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

## 第2節 多様な働き方・暮らし方

### (多様な分野での女性の活躍)

働きたい、あるいは働く能力があるにもかかわらず働いていない女性が少なからず存在する状況は、日本の社会の損失とも言えるが、従来力仕事等様々な理由により伝統的に女性が少なかった産業や職業であっても、女性の参画が進む動きも出てきている。例えば、保安職の女性割合は長期的には大きく増加しており、幅広い分野で女性の活躍が可能となる社会を作っていくことが重要である（I-特-16図）。

I-特-16図 女性の保安職の人数及び割合の推移



### 【コラム：理工系分野へチャレンジする女性を応援！「リコチャレ」】

科学技術立国を目指す日本では、理工系人材の多様性を高め、更なるイノベーションの創出を図るためにも、理工系分野で女性を増やしていくことが欠かせない。そこで、産学官が連携して、女子生徒等の理工系分野への進路選択を促進する取組「理工チャレンジ（リコチャレ）」が進められている。平成27年夏に開催された女子学生・保護者向けシンポジウムでは、航空機開発に携わる女性技術者が「技術系職種において正解は論理的に導かれるものなので、男女関係なく、正しいことを言えばみんなついてきてくれる。女性は活躍しやすい分野だと思う」と語り、他の登壇者とともに女子学生へエールを送った。

### 【コラム：技術革新がもたらす支え手の拡大】

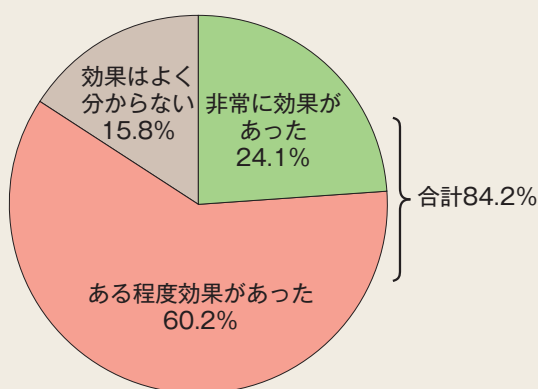
力仕事が多い農作業の現場で、今期待されているのが「農業用アシストスーツ」だ。身体に装着することで動作を補助し、作業時に身体への負担を軽減する機能を持つ。普及が進めば、女性にとっても農業へ参入しやすくなる。平成28年度中の商品化を目指しており、他にも、介護や工事現場等、様々な用途でのアシストスーツの開発も民間で進んできている。

### (多様な働き方・暮らし方に向けて求められる変革)

少子高齢化により1人の高齢者を支える現役世代の数が少なくなる中、現役世代が「仕事」か「家庭生活」かではなく、1人で何役も担うことができるようにしていくための鍵となるのは、長時間労働や、画一的な働き方を変革し、一人ひとりの事情に応じた職業生活を営むことができる社会を実現していくことである。

ICT（情報通信技術）の発達等により、時間や場所にとらわれない働き方が可能となる環境も生まれている。テレワークは、その例として活用が期待されているが、テレワークに対する労働者のニーズは高く、実際にテレワークを導入したメリットを感じている企業は多い（I-特-19図）。また、働き方に対する多様なニーズを認め合うこと等により、男女が安心して働ける環境を整えていくことも重要と考えられる。

I-特-19図 テレワークを導入した効果



- (備考) 1. 総務省「通信利用動向調査」(平成26年)より作成。  
2. 調査対象は、公務を除く産業に属する常用雇用者規模100人以上の企業。回答企業数は236社。  
3. 平成26年末現在。  
4. 小数点以下四捨五入のため、合計数値とその内訳が一致しない場合がある。

### 【コラム：100人いれば、100通りの人事制度】

ソフトウェアメーカーのサイボウズ株式会社では、ここ10年ほど、徹底的な働き方の多様化を進めている。働く「時間」と「場所」を自由に選べるようにしたほか、残業の有無、短時間勤務、週の勤務日数等を選択できたり、育児休業は6年まで取得可能、退職しても最長6年間復帰可能な「育自分休暇」制度等、個人の希望に会社が最大限応えられる様々な仕組みがある。同社では、働き方の変革を進めた結果、離職率はピークの28%から3.8%まで低下、特に女性の離職率が減り、従業員の女性比率は4割まで上昇した。会社のダイバーシティや従業員の働きがいの向上にもつながっている。

長時間労働の削減を始めとする働き方改革は、様々な活動に当たって時間や場所に制約を受ける者であっても当たり前働き、多様な暮らしが実現できる、男女とも暮らしやすい社会の実現に向けて極めて重要な課題である。多様な働き方・暮らし方の実現は、我が国社会が様々な変化への対応力を高め、力強く発展を続けるために必要であり、少子高齢化が進む中で我が国にとって必須の変革である。こうした変革を通じて、女性も男性も、さらには高齢者や若者も、障害や難病のある人も、誰もが暮らしやすく、また誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向け、関係する取組を力強く進めていく必要がある。

## 第1章 政策・方針決定過程への女性の参画

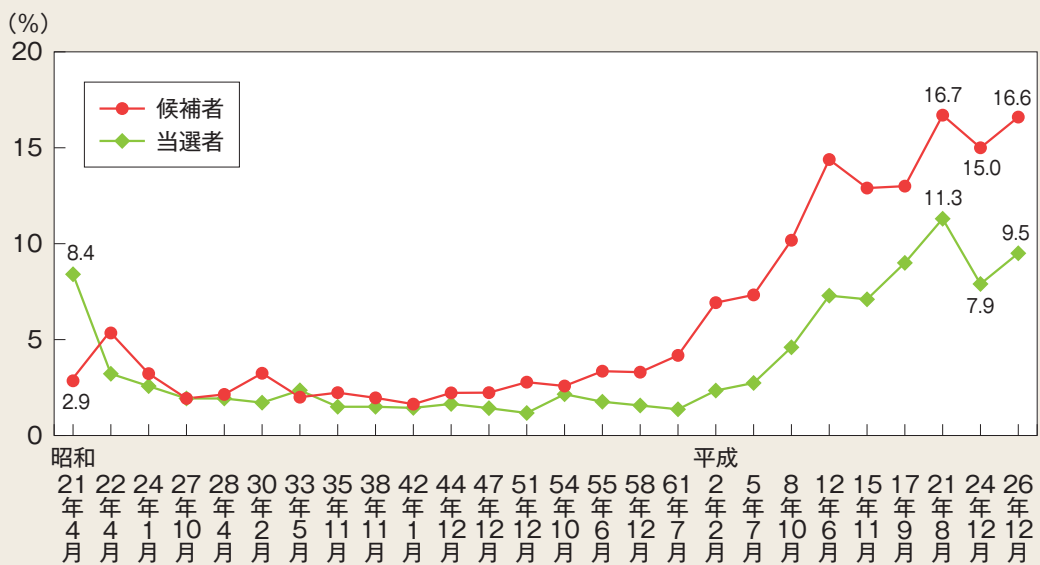
### 第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

#### (国会議員に占める女性の割合)

国会議員に占める女性の割合は、平成27年12月末現在、衆議院9.5%（45人）、参議院15.7%（38人）となっている。

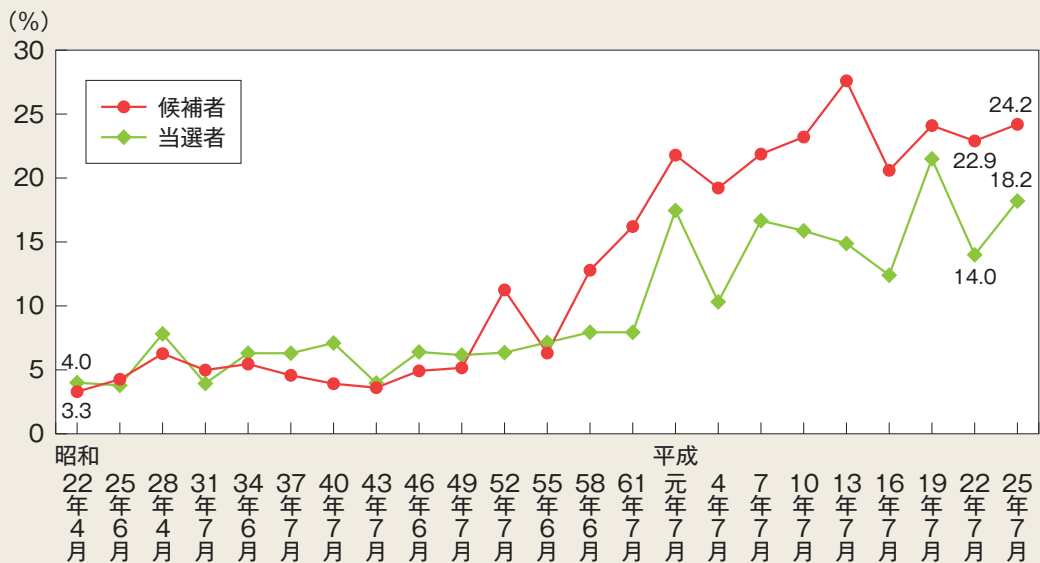
直近の衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙では、いずれも、候補者及び当選者に占める女性の割合が、前回選挙に比べて増加した（I-1-1, 2図）。

I-1-1図 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

I-1-2図 参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移

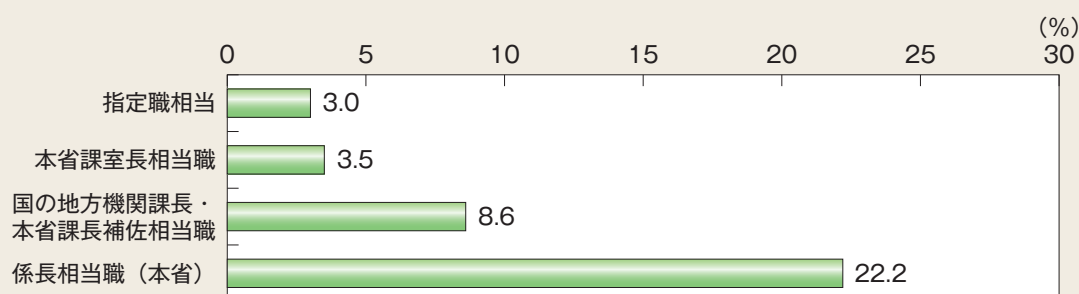


(備考) 総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

### (女性国家公務員の登用状況)

国家公務員の女性の割合を役職段階別に見ると、平成27年は、係長相当職（本省）22.2%，地方機関課長・本省課長補佐相当職8.6%，本省課室長相当職3.5%，指定職相当3.0%となっている（I-1-4図）。

I-1-4図 役職段階別国家公務員の女性の割合（平成27年）



- (備考) 1. 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」(平成27年12月)及び内閣人事局が別途調査した結果に基づき、内閣府男女共同参画局作成。
2. 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。
3. 「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職(本省)」とは同俸給表3級及び4級相当職の職員のうち本府省において勤務している者をいう。
4. 「本省課室長相当職」、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」及び「係長相当職(本省)」の値は、専門行政職俸給表が適用される職員(内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)、税務職俸給表が適用される職員(財務省)、公安職俸給表(一)が適用される職員(国家公安委員会(警察庁)及び法務省)の職員及び公安職俸給表(二)が適用される職員(法務省及び国土交通省)を含んだ値。

### (国の審議会等における女性委員の割合)

国の審議会等における女性委員の割合は、平成27年9月30日現在、36.7%となり、調査開始以来最高値となった。

## 第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

(都市部で高い地方議会における女性議員の割合)

地方議会における議員に占める女性の割合を見ると、平成27年12月末現在、特別区議会は27.0%、政令指定都市の市議会は17.2%、市議会全体は13.9%、都道府県議会は9.8%、町村議会は9.5%となっている。

全ての都道府県議会に女性議員がいる一方、3割以上の町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。

(女性地方公務員の登用状況)

平成27年の本庁係長相当職、本庁課長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は、都道府県で20.5%、16.4%、8.5%、4.9%、市区町村で31.6%、26.2%、14.5%、6.9% (うち、政令指定都市では23.5%、19.4%、13.4%、7.9%) となっている。

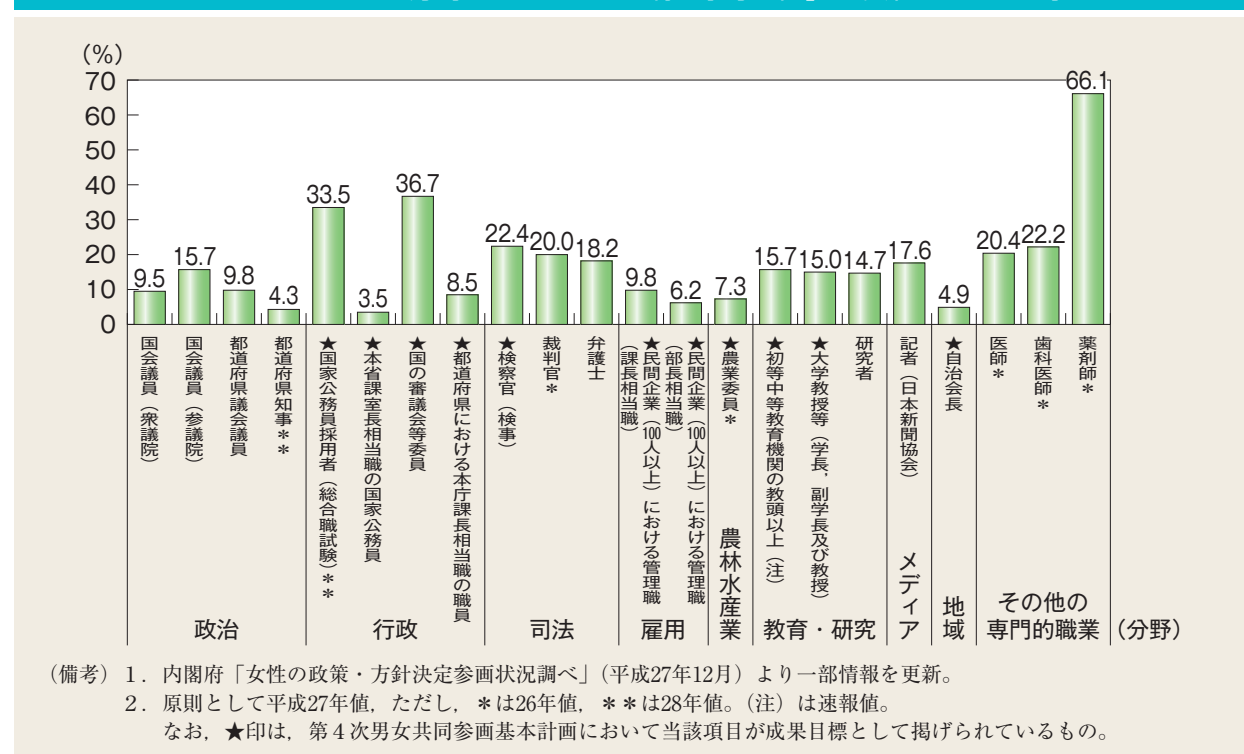
## 第3節 様々な分野における女性の参画

(国際的に見て低い水準にある我が国の状況)

政策・方針決定過程において「指導的地位」に占める女性の割合は緩やかに上昇しており、その水準は依然として低いものの、政府が定める「2020年30%の目標」を達成している分野も出てきている (I-1-14図)。

国際的には、平成27年におけるジェンダー・ギャップ指数 (G G I) の我が国の順位 (145か国中101位) は、人間開発指数 (H D I) の順位 (188の国と地域中20位) や、ジェンダー不平等指数 (G I I) の順位 (155か国中26位) と比べて著しく低くなっており、我が国は、人間開発の達成度では実績を上げているが、政治・経済活動や意思決定に参加する機会においては、諸外国と比べて男女間の格差が大きいと考えられる。

I-1-14図 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合





## 第2章 就業分野における男女共同参画

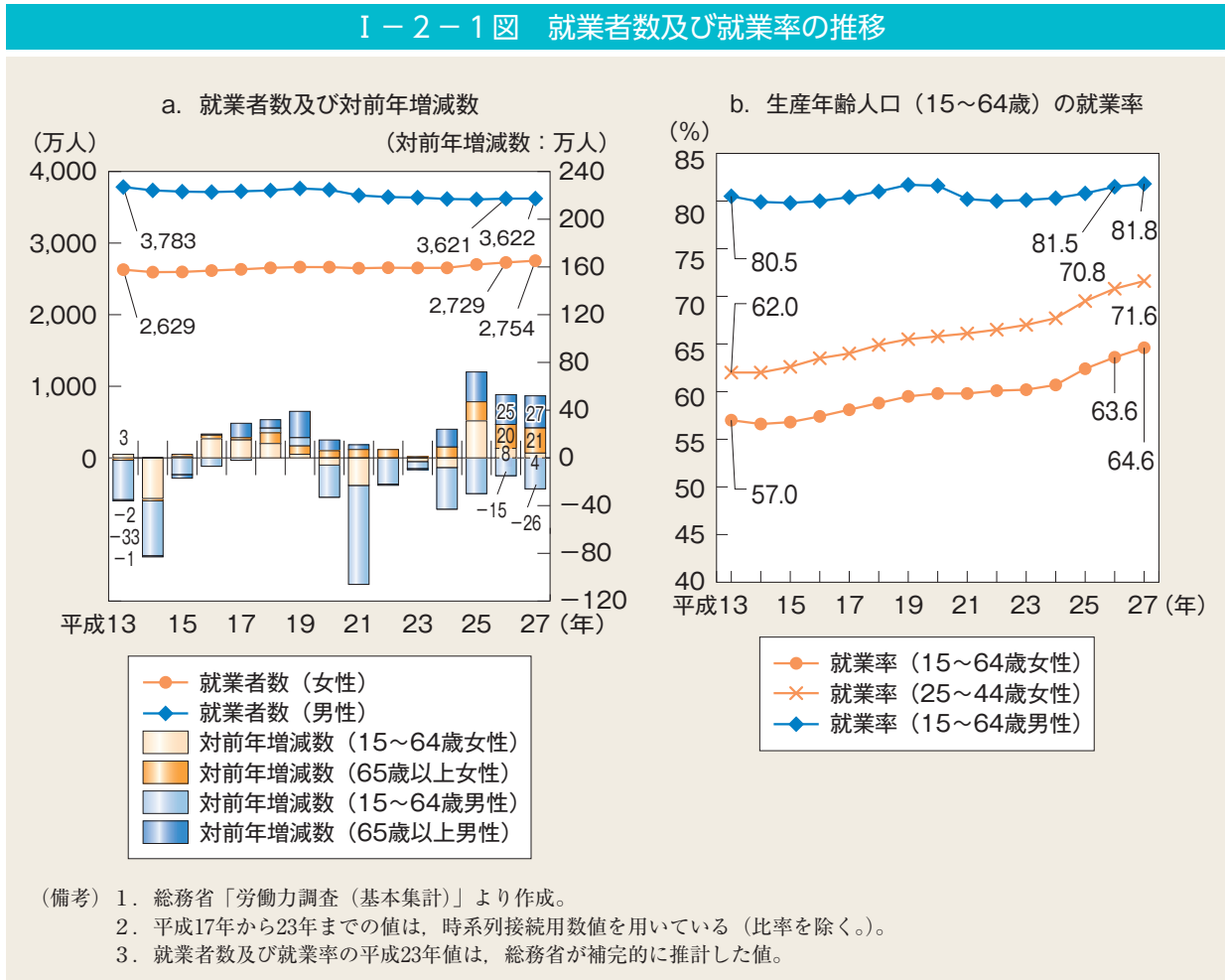
### 第1節 就業をめぐる状況

#### (男女の就業者数及び就業率)

我が国の就業者数は、平成27年には女性2,754万人、男性3,622万人となっている。男女別に就業者数の増減を見ると、生産年齢人口（15～64歳）の男性は20年以降減少が続いているが、生産年齢人口の女性は25年以降増加している。

生産年齢人口の就業率は、近年男女とも上昇しているが、特に女性の上昇が著しく、平成27年には15～64歳で64.6%、25～44歳で71.6%となった（I-2-1図）。

I-2-1図 就業者数及び就業率の推移



#### (女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の状況)

女性の年齢階級別労働力率を見ると、30歳代に落ち込みが見られる、いわゆる「M字カーブ」を描いている。

#### (女性の非正規雇用者の割合はやや低下)

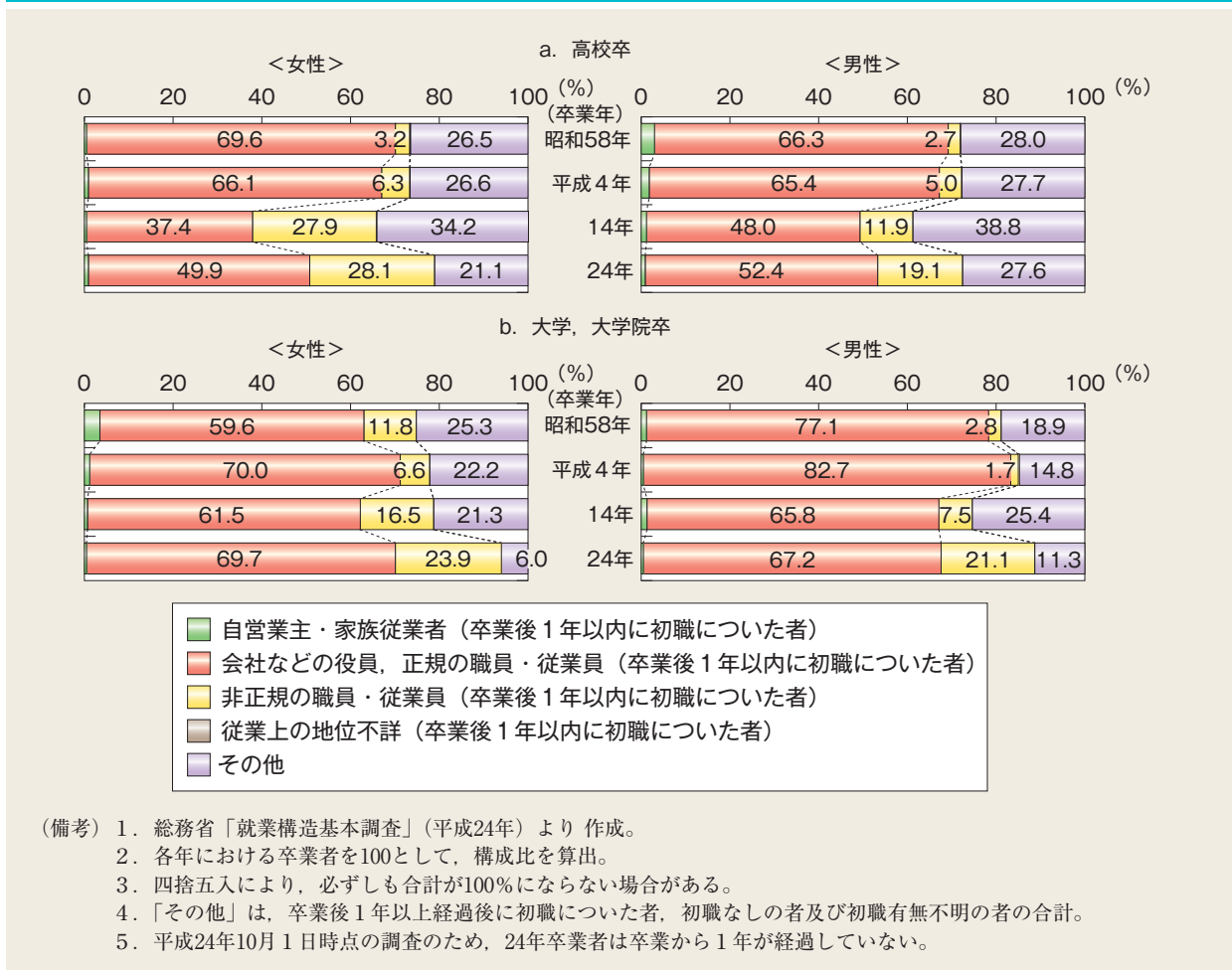
非正規雇用者の割合は男女とも上昇傾向にあるが、女性は平成27年には56.3%と、前年に比べてやや低下した。

学校卒業後の初職の雇用形態を見ると、昭和58年から平成24年にかけて、男女、学歴にかかわら

ず、卒業後1年以内に非正規雇用につく者の割合が上昇する傾向が見られる。ただし、大学、大学院卒の女性においては、正規雇用につく者の割合も増加している（I-2-5図）。

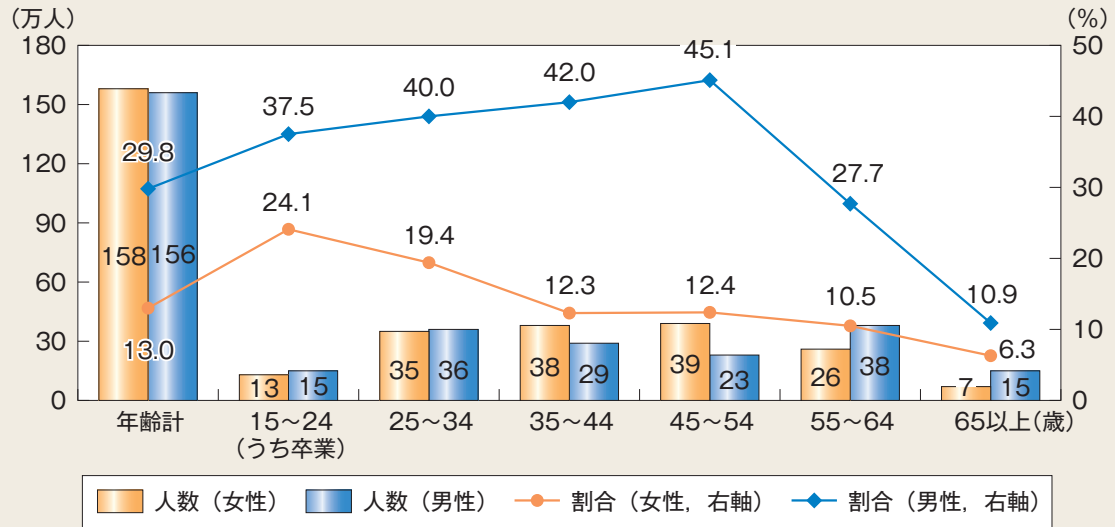
非正規雇用者のうち、現職の雇用形態についている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」として不本意に非正規の雇用形態についている者の人数（年齢計）は、平成27年には、女性158万人、男性156万人で、女性の方がやや多い（I-2-6図）。

I-2-5図 初職の従業上の地位・雇用形態の構成比の推移（男女別，教育別）





I-2-6 図 非正規雇用者のうち、現職の雇用形態についている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」とする者の人数及び割合（男女別、平成27年）

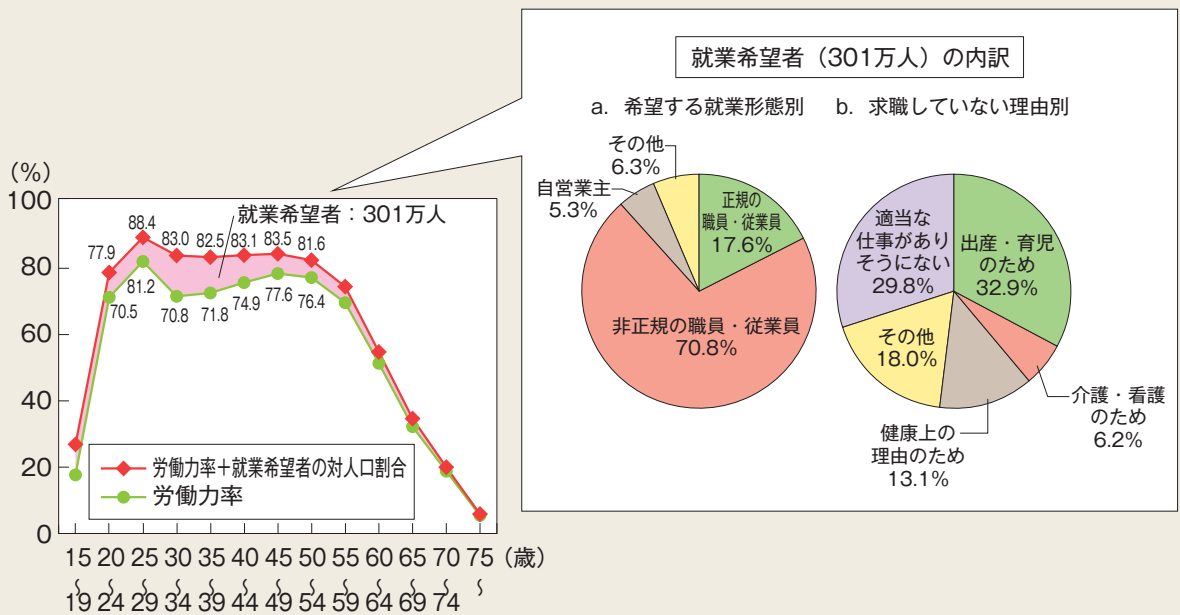


(備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成27年）より作成。  
 2. 非正規の職員・従業員（現職の雇用形態についている理由が不明である者を除く。）のうち、現職の雇用形態についている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」とする者の人数及び割合。  
 3. 年齢計は、各年齢階級の合計人数及び割合。

(女性の就業希望者)

平成27年における女性の非労働力人口2,887万人のうち、301万人が就業を希望している。現在求職していない理由としては、「出産・育児のため」が最も多く、32.9%となっている（I-2-7 図）。

I-2-7 図 女性の就業希望者の内訳（平成27年）



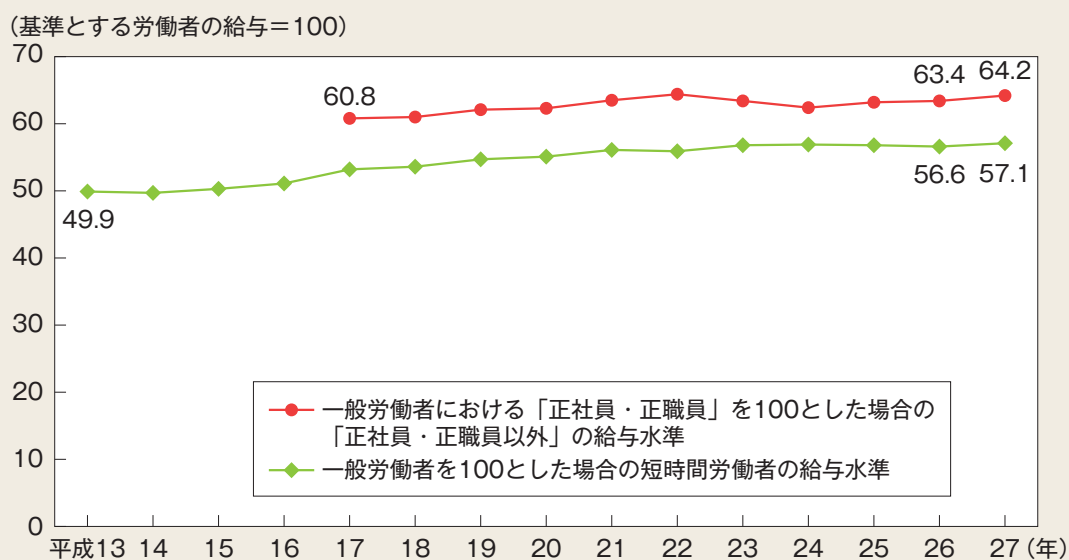
(備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成27年）より作成。  
 2. 労働力率+就業希望者の対人口割合は、「労働力人口」+「就業希望者」 / 「15歳以上人口」×100。  
 3. 「自営業主」には、「内職者」を含む。

### (所定内給与における男女間格差等の推移)

一般労働者における男女の所定内給与額の格差は、長期的に見ると縮小傾向にある。平成27年に、男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は72.2と、前年と同水準であった。また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額を見ると、男性の給与水準を100としたときの女性の給与水準は74.4となった。

男女間の給与水準に差が生じる背景として、雇用形態による給与額の差もあると考えられる。平成27年は、一般労働者のうち、男性が69.5%を占める正社員・正職員の1時間当たりの給与水準を100としたとき、女性が50.0%を占める正社員・正職員以外の1時間当たりの給与水準は64.2となっている（I-2-9図）。

I-2-9図 雇用形態・就業形態間の1時間当たり所定内給与格差の推移（男女計）



- (備考)
1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
  2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
  3. 一般労働者における1時間当たり所定内給与額は、「各年6月分の所定内給与額」/「各年6月分の所定内実労働時間数」。
  4. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
  5. 短時間労働者とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者。

### (男女雇用機会均等法に関する相談件数)

平成26年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数は2万4,893件で、そのうち女性労働者からの相談件数は46.7%となっている。相談内容別に見ると、前年度と比較して「セクシュアル・ハラスメント」が最も大きく増加した。

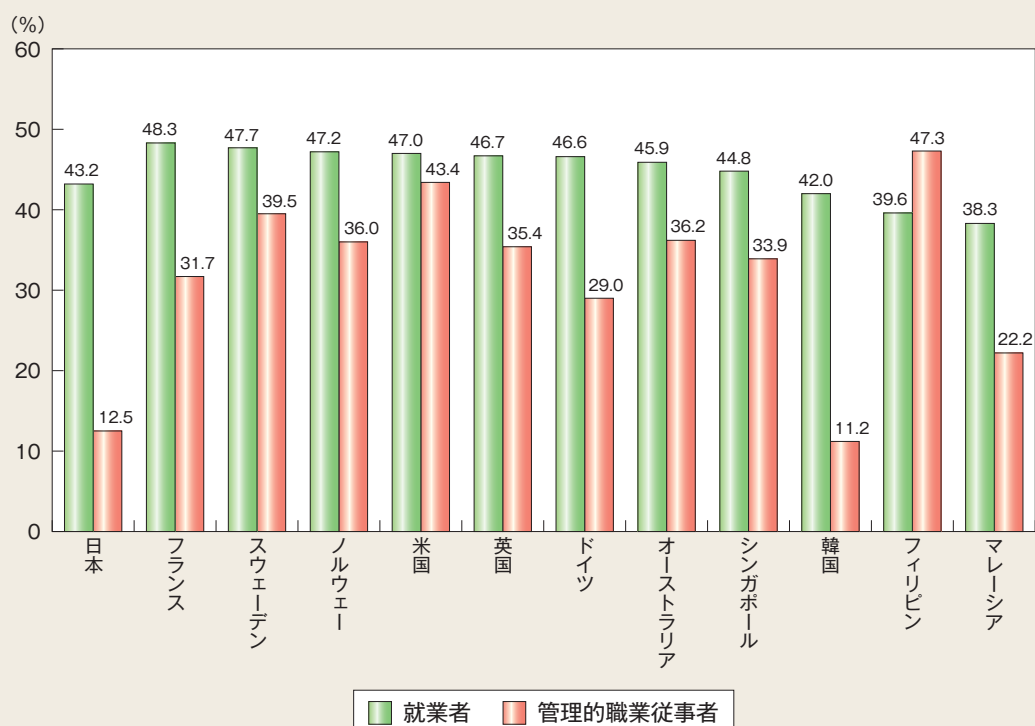
## 第2節 企業における女性の参画

### (役員・管理職に占める女性割合)

上場企業の役員に占める女性の割合を見ると、長期的に上昇傾向にあり、平成27年は2.8%と前年比0.7%ポイント上昇した。

管理的職業従事者に占める女性の割合について見ると、我が国では平成27年において12.5%であり、諸外国と比べて低い水準となっている（I-2-13図）。

I-2-13図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



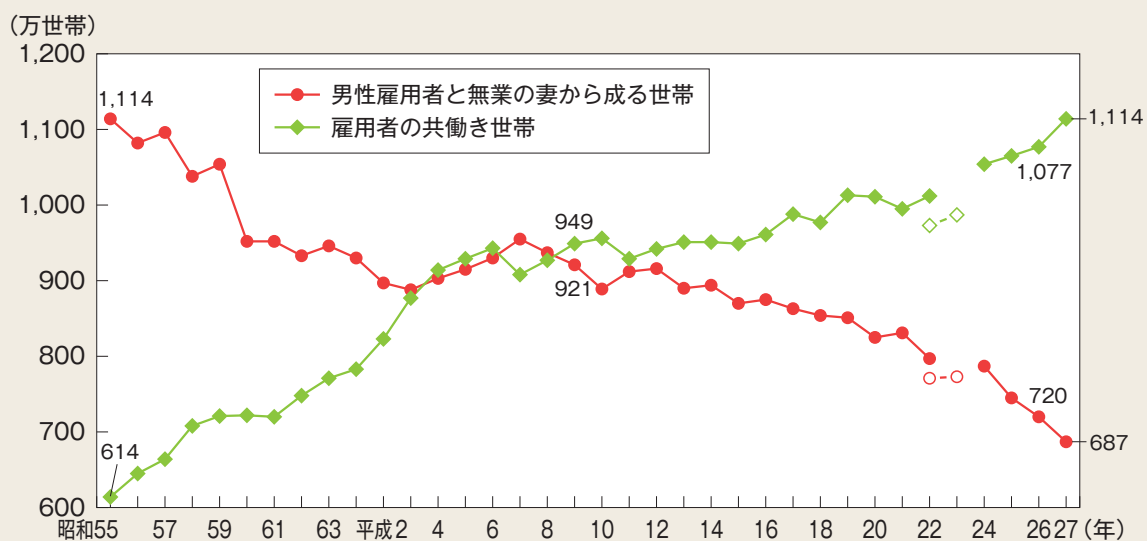
- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（平成27年），その他の国はILO“ILOSTAT”より作成。  
2. 日本，フランス，スウェーデン，ノルウェー及び英国は2015（平成27）年，米国は2013（平成25）年，その他の国は2014（平成26）年の値。  
3. 総務省「労働力調査」では，「管理的職業従事者」とは，就業者のうち，会社役員，企業の課長相当職以上，管理的公務員等。また，「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

### 第3章 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

#### （共働き世帯の増加）

昭和55年以降，夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し，平成9年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っている（I-3-1図）。

I-3-1図 共働き等世帯数の推移

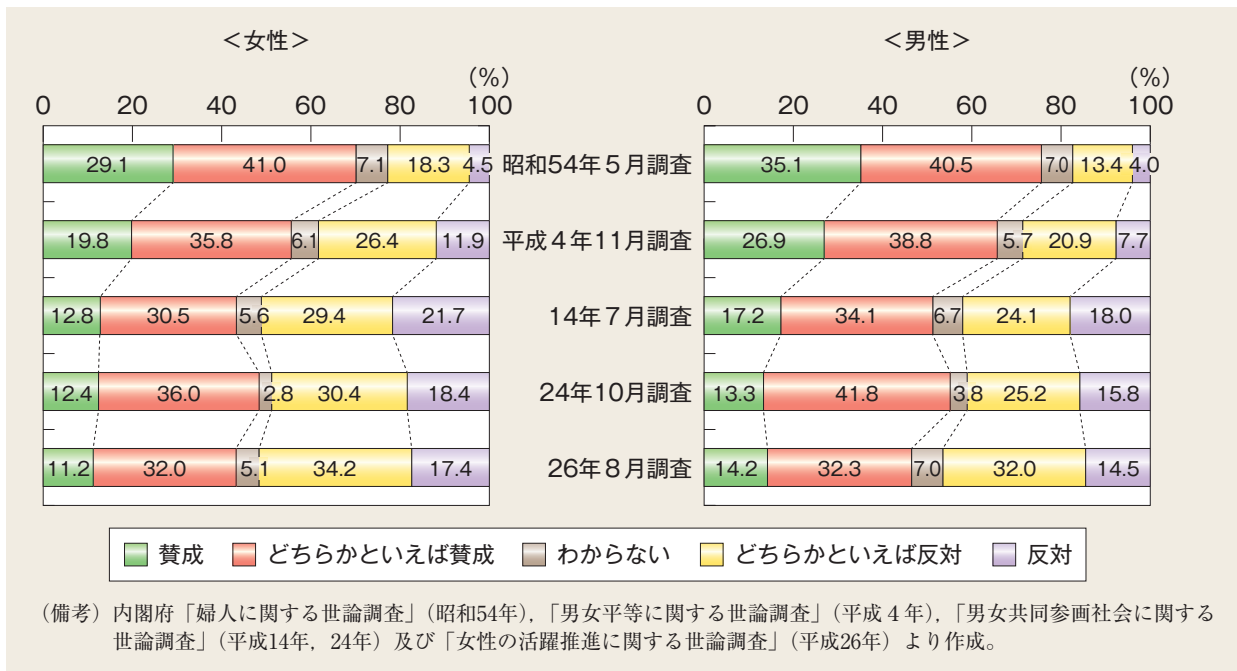


- （備考）
1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし，昭和55年から57年は各年3月），平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは，調査方法，調査月等が相違することから，時系列比較には注意を要する。
  2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは，夫が非農林業雇用者で，妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
  3. 「雇用者の共働き世帯」とは，夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む。）の世帯。
  4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は，岩手県，宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(性別役割分担意識の変化)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（性別役割分担意識）に反対する者の割合（「反対」＋「どちらかといえば反対」）は、男女とも長期的に増加傾向にある（I-3-2図）。

I-3-2図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化



(労働時間及び休暇取得の状況)

週間就業時間60時間以上の雇用者の割合を男女別に見ると、特に、子育て期にある30歳代及び40歳代男性が、他に比べて高い水準となっている。

パートタイム労働者を除く常用労働者の年次有給休暇の取得率は、男性は女性より低い。

(男性の育児休業取得率)

平成26年度における男性の育児休業取得率は、民間企業が2.3%、国家公務員が3.1%、地方公務員が1.5%で、上昇傾向にあるが、依然として低水準にある。

(待機児童数等の推移)

保育所や放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数の推移を見ると、年により増減はあるが、平成27年は前年に比べ、保育所等の待機児童数及び放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数のいずれも増加した。

## 第4章 生涯を通じた男女の健康と高齢者、ひとり親の状況

### 第1節 生涯を通じた男女の健康

#### (平均寿命と健康寿命の推移)

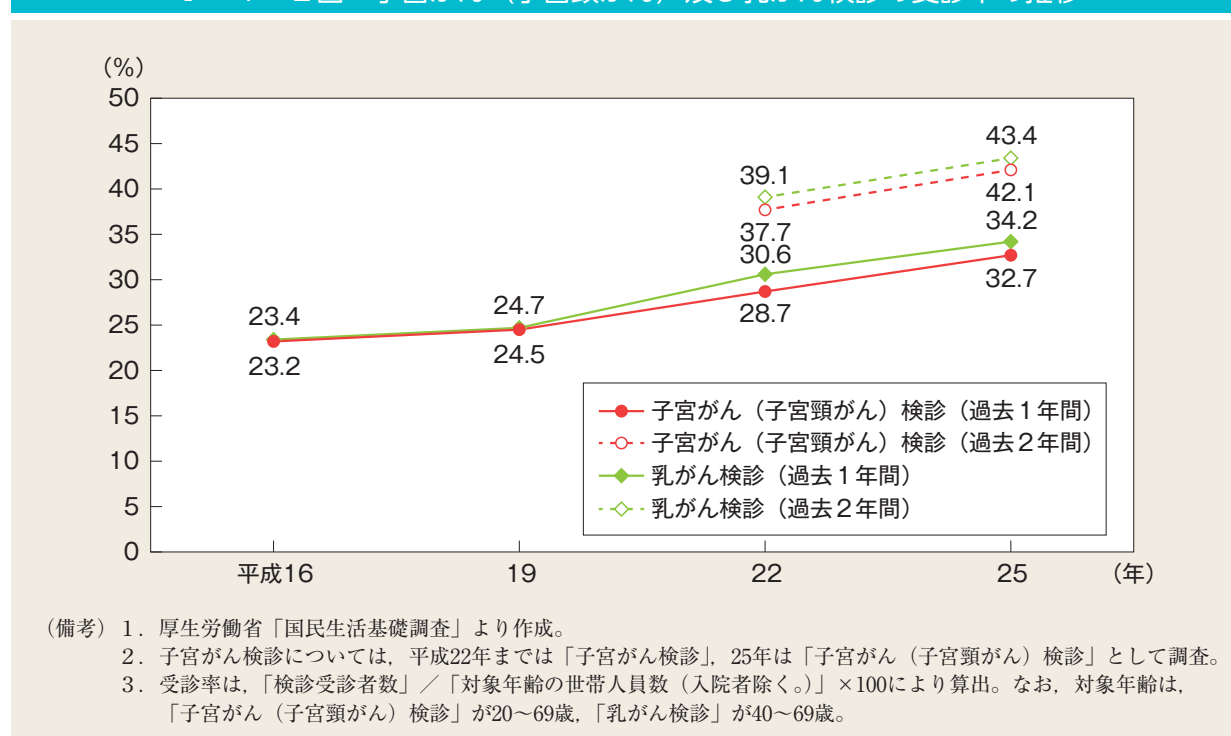
平成26年の平均寿命は、女性は86.83年、男性は80.50年であり、男女とも過去最高を更新している。健康寿命について見ると、平成25年は、女性は74.21年、男性は71.19年であり、22年と比べて、3年間で女性は0.59年、男性は0.77年延びている。

#### (女性特有のがん)

平成26年の女性の総患者数は、子宮がんは6.2万人、乳がんは20.6万人と、いずれも23年より増加した。

我が国における女性のがん検診の受診率（過去2年間）は、徐々に増加しているもののなお低く、平成25年には、子宮がん（子宮頸がん）検診（20～69歳）が42.1%、乳がん検診（40～69歳）が43.4%にとどまる（I-4-2図）。

I-4-2図 子宮がん（子宮頸がん）及び乳がん検診の受診率の推移



#### (人工妊娠中絶の動向)

人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）は、昭和30年から平成7年にかけて件数、実施率とも大きく減少し、その後も緩やかな減少傾向にある。

#### (喫煙率及び飲酒率の動向)

平成17年から25年にかけての妊娠中の女性の喫煙率・飲酒率の推移を見ると、喫煙率は7.8%から3.8%へと低下し、飲酒率は16.1%から4.3%へと顕著に低下している。

## 第2節 高齢者、ひとり親の状況

### (高齢化の現状)

平成27年10月1日現在、日本の総人口に占める65歳以上人口割合（高齢化率）は26.7%に達し、男性では人口の2割以上（23.7%）、女性では3割近く（29.5%）が65歳以上となっている。

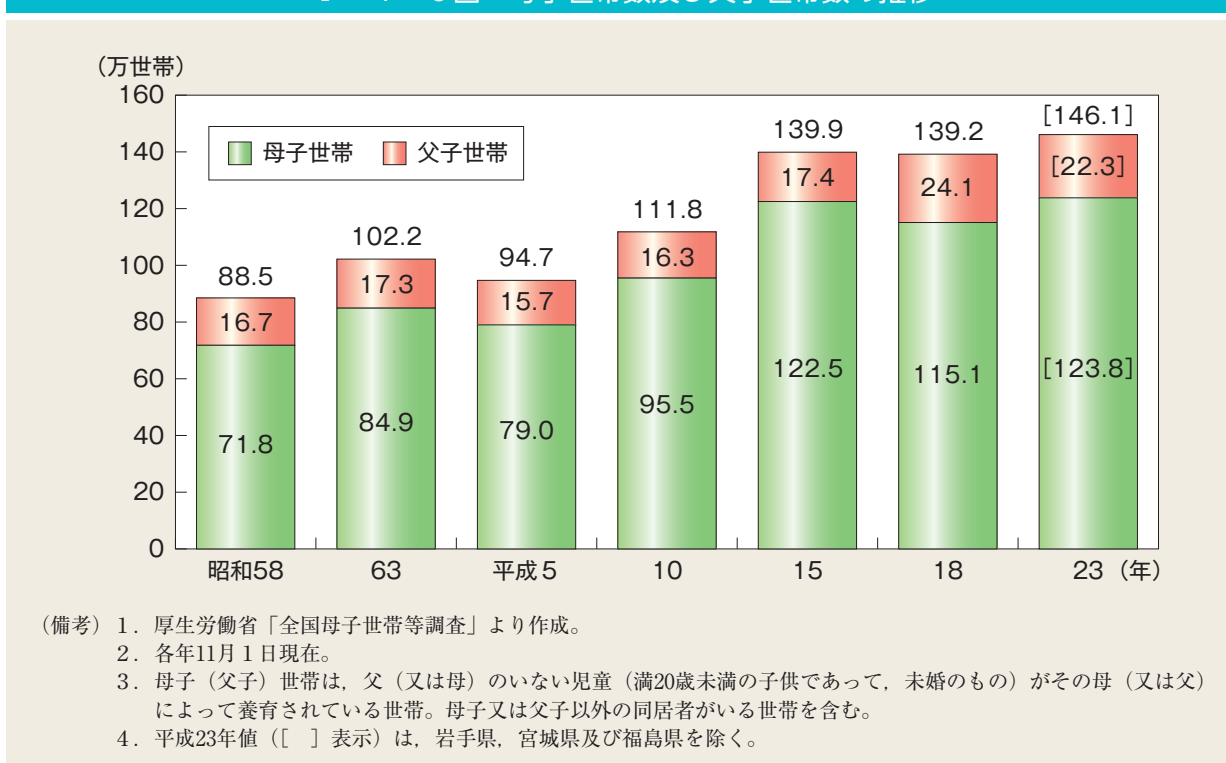
### (高齢男女の就業)

年齢5歳階級刻みで見ると、平成17年から27年にかけて、55歳から69歳までの高齢男女の就業率は、男女とも上昇している。

### (ひとり親世帯の状況)

昭和58年から平成23年の30年間で、母子世帯数は約1.7倍に、父子世帯数は約1.3倍に増加した。また、ひとり親世帯の多くが母子世帯であり、昭和58年以降、母子世帯の割合が8割以上で推移している（I-4-6図）。

I-4-6図 母子世帯数及び父子世帯数の推移





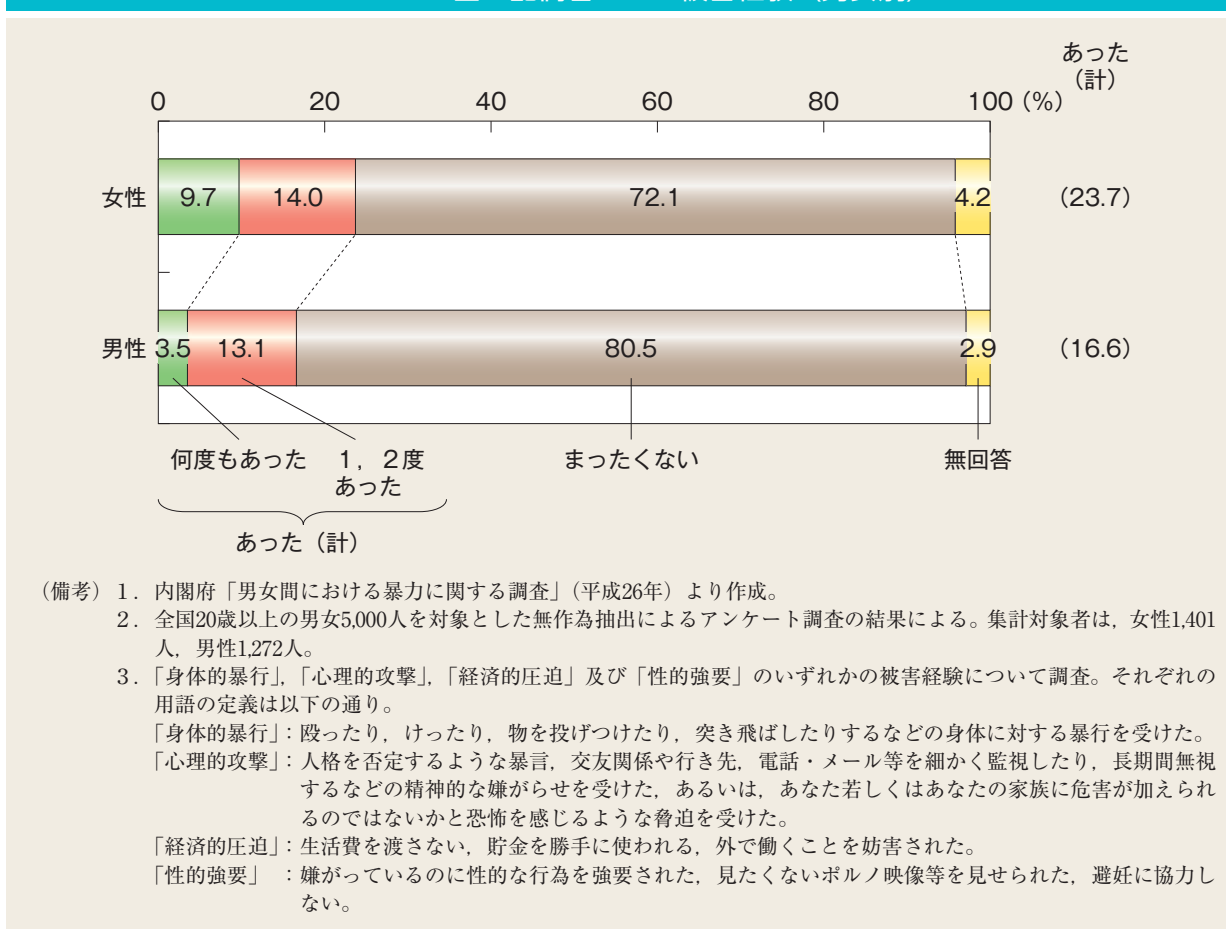
## 第5章 女性に対する暴力

### 第1節 配偶者等からの暴力の実態

#### (配偶者からの暴力についての被害経験)

これまでに結婚したことのある者のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦，元配偶者も含む。）から「身体に対する暴行」，「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」，「生活費を渡さないなどの経済的圧迫」又は「性的な行為の強要」のいずれかについて，「何度もあった」とする者の割合は，女性9.7%，男性3.5%となっている（I-5-1図）。

I-5-1図 配偶者からの被害経験（男女別）



#### (配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

平成27年の警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は6万3,141件，検挙件数は8,006件で，いずれも配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行後最多となっている。そのうち，生活の本拠を共にする交際をする関係に係る事案は，相談等件数が9,226件，刑法等の適用による検挙件数が1,431件，保護命令違反による検挙件数が7件となっている。

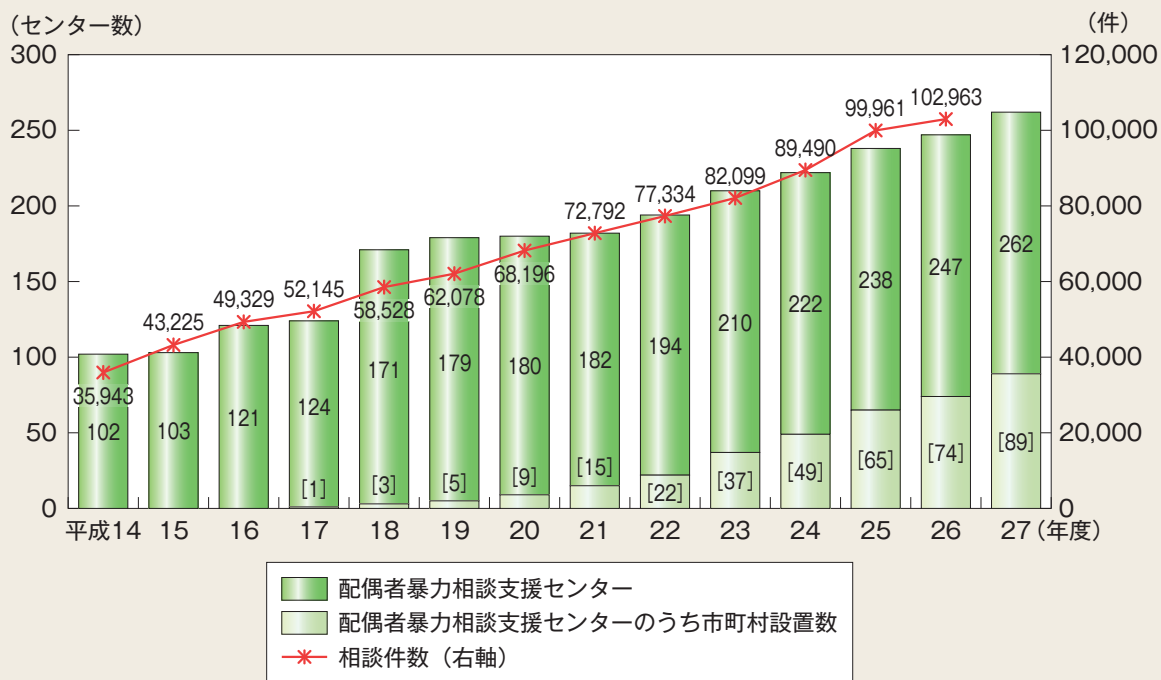
また，平成27年の配偶者からの暴力事案等の相談等件数のうち88.0%（55,584件）は女性が被害者であり，配偶者間における暴力の被害者の多くは女性となっている。



(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数等)

平成26年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は10万2,963件で、年々増加している（I-5-4図）。

I-5-4図 配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移



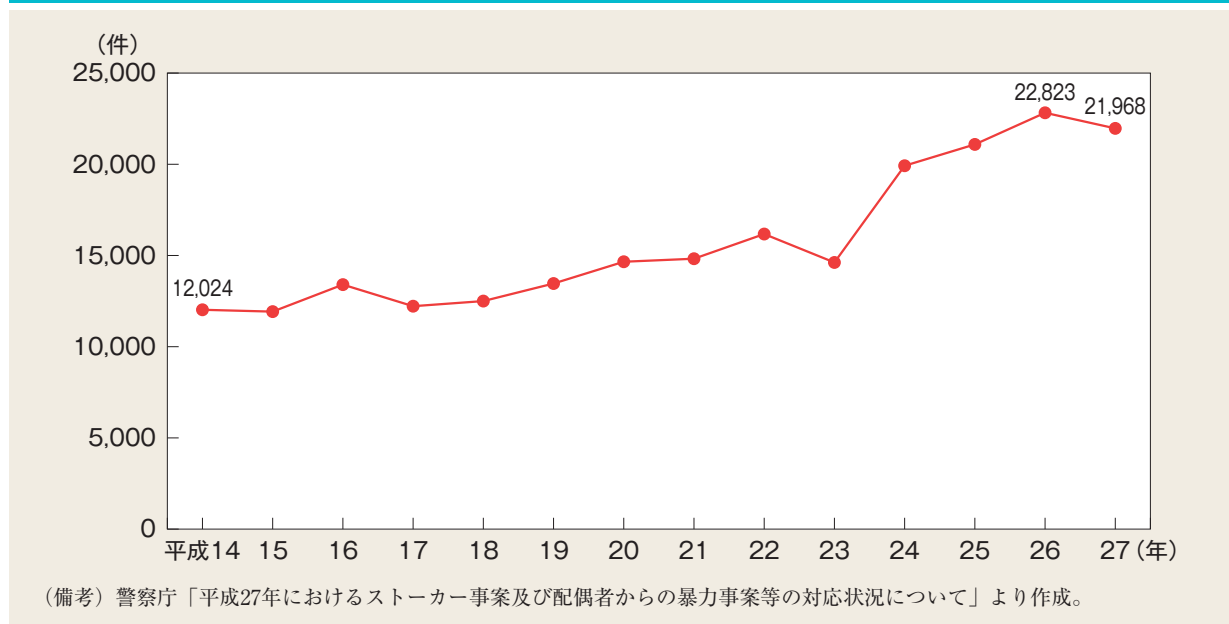
- (備考) 1. 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成。  
 2. 平成19年7月に配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）が改正され、20年1月から市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。  
 3. 各年度末現在の値。

## 第2節 ストーカー行為、性犯罪、子供に対する性的暴力、売買春、人身取引の実態

### (ストーカー事案の相談等の状況)

平成27年のストーカー事案の相談等件数は2万1,968件で、前年に比べ855件(3.7%)減少したものの、ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行後から23年までに比べ、24年以降は高水準で推移している(I-5-6図)。また、被害者の89.3%が女性で、加害者の85.7%が男性となっている。

I-5-6図 ストーカー事案の相談等件数の推移



### (ストーカー事案に対する対応状況)

平成27年のストーカー事案における検挙件数は2,415件で、そのうち刑法等の適用による検挙が1,872件、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反による検挙が677件である。

### (強姦・強制わいせつの認知件数)

強姦及び強制わいせつの認知件数は、いずれも平成16年以降減少傾向にあり、27年は強姦1,167件(前年比83件減少)、強制わいせつ6,755件(同645件減少)となっている。

### (売春関係事犯検挙件数)

平成27年の売春関係事犯検挙件数は986件となり、前年に比べ減少した。また、要保護女子総数は602人で前年に比べ減少し、そのうち未成年者が占める割合も32.6%で、前年に比べ5.0%ポイント低下している。

### (人身取引事犯検挙件数等)

平成27年における人身取引事犯の検挙件数は44件、検挙人員は42人であり、検挙人員のうちブローカーが7人となっている。また、警察において確認した被害者総数は、17年(117人)をピークに減少傾向にあったが、27年は49人と、前年に引き続き増加している。

## 第6章 教育・研究における男女共同参画

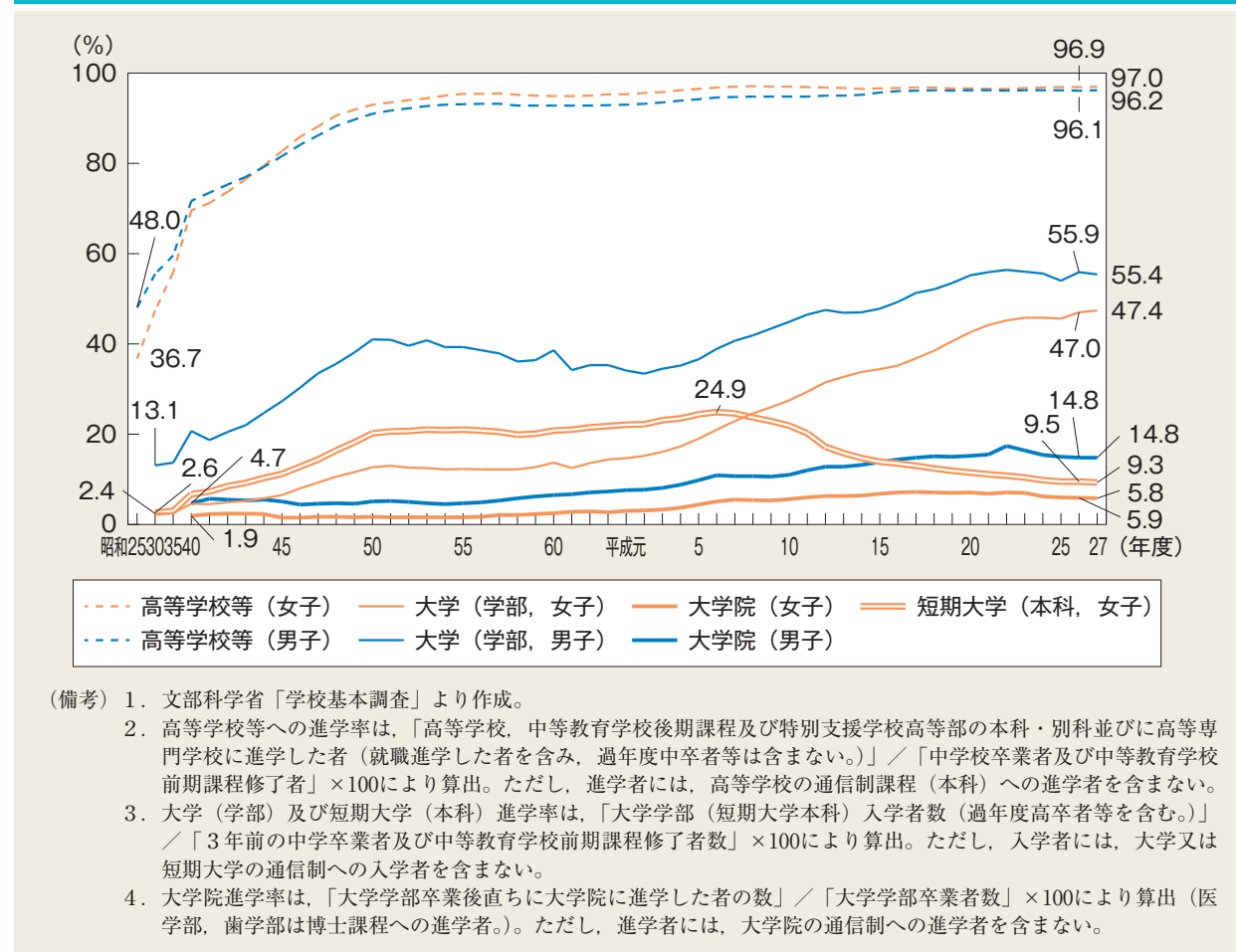
### 第1節 教育をめぐる状況

(女子の大学進学率は長期的に上昇傾向)

平成27年度の学校種類別の男女の進学率を見ると、高等学校等への進学率は、女子の方が若干高くなっている。大学(学部)への進学率は、女子47.4%、男子55.4%と男子の方が8%ポイント高い。女子は全体の9.3%が短期大学(本科)へ進学しており、これを合わせると、女子の大学等進学率は56.6%となる(I-6-1図)。

平成27年度における高等教育段階の女子学生の割合は、大学(学部)44.1%、大学院(修士課程)30.4%、大学院(博士課程)33.1%となっている。

I-6-1図 学校種類別進学率の推移



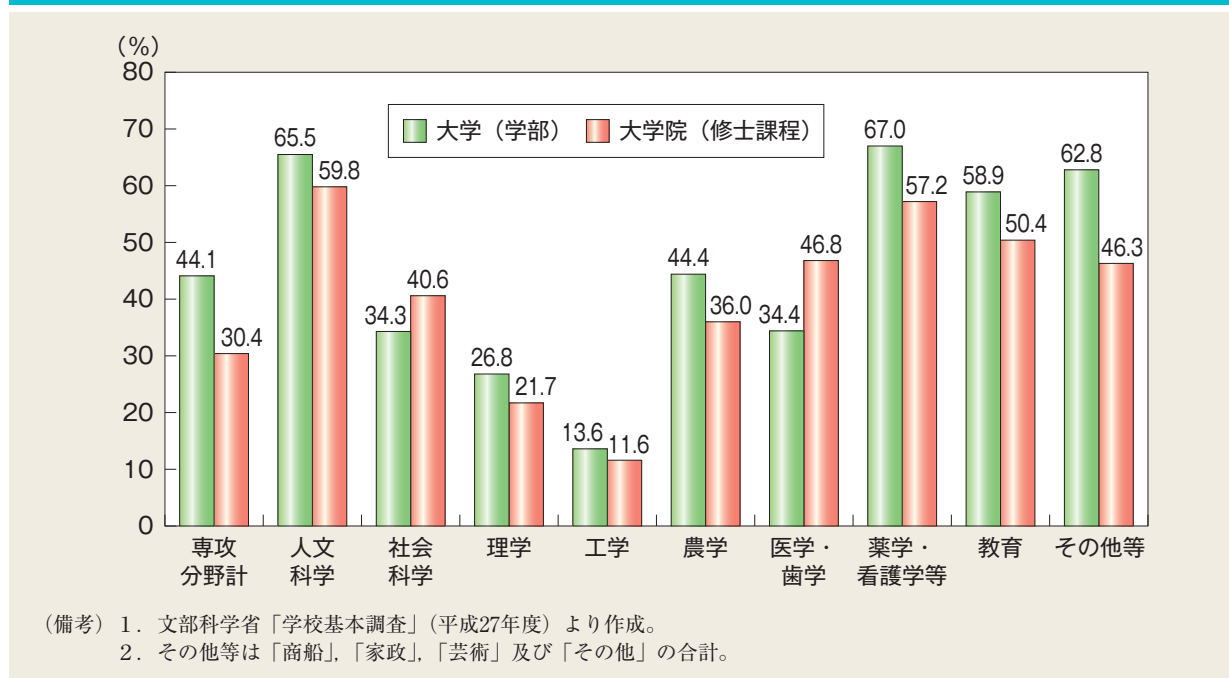
(修士課程及び専門職学位課程における社会人の学び直しの状況)

修士課程の社会人入学者に占める女子学生の割合を見ると、平成27年度は半数近い48.6%を占める。一方、専門職学位課程への社会人入学者に占める女子学生の割合は、27年度は26.4%である。

### (専攻分野別に見た男女の偏り)

平成27年度における専攻分野計での大学(学部)及び大学院(修士課程)における女子学生の割合は、それぞれ44.1%、30.4%となっている。専攻分野別に見ると、人文科学、薬学・看護学等及び教育等では女子学生の割合が高い一方、理学及び工学分野等では女子学生の割合が低く、専攻分野によって男女の偏りが見られる(Ⅰ-6-4図)。

Ⅰ-6-4図 大学(学部)及び大学院(修士課程)学生に占める女子学生の割合の推移(専攻分野別,平成27年度)



### (上位の職で少ない女性教員の割合)

初等中等教育について、平成27年度における全教員に占める女性の割合を見ると、小学校では6割以上となっているが、中学校、高等学校と教育段階が上がるにつれて、その割合は低くなっている。

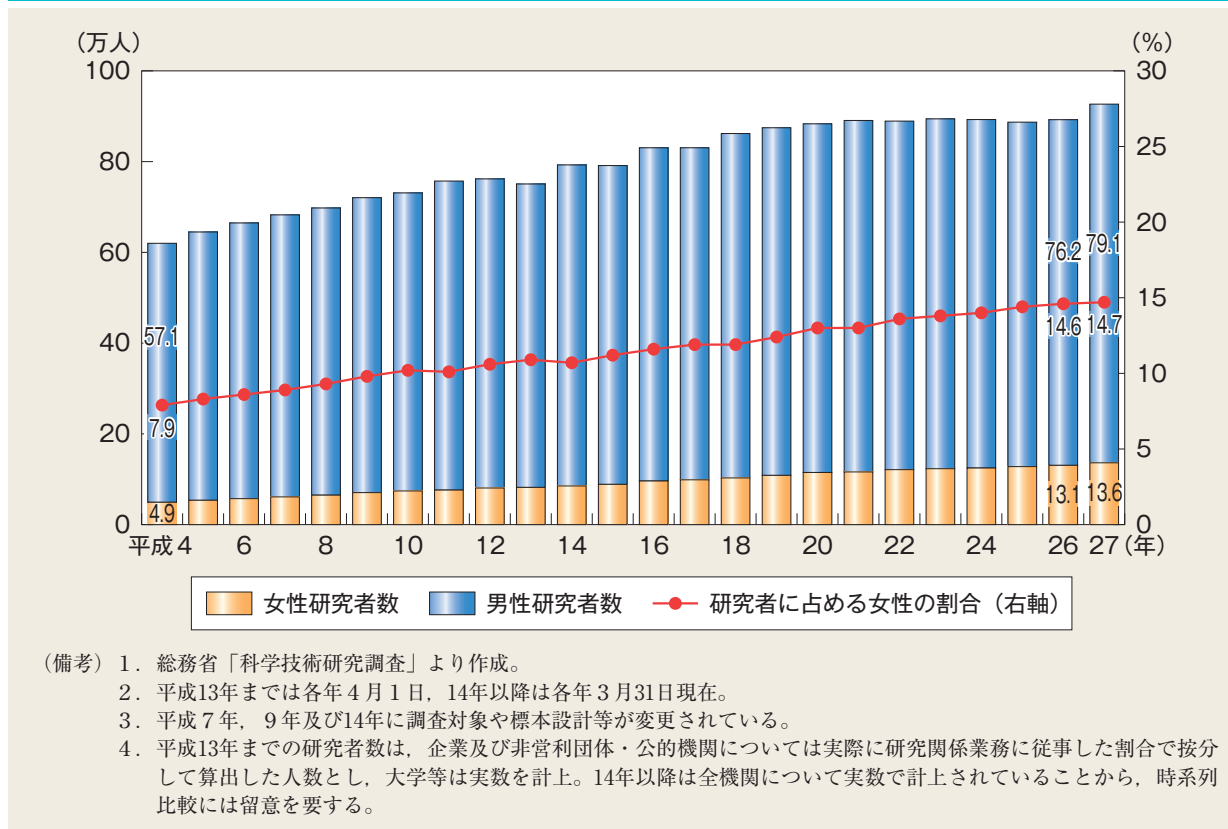
さらに、平成27年度における大学及び大学院、短期大学の全教員に占める女性の割合を見ると、短期大学では52.1%であるが、大学及び大学院では23.2%にとどまっており、特に教授等に占める女性の割合が低い。

## 第2節 研究分野における男女共同参画

### (女性研究者の割合)

我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな上昇傾向にあるが、平成27年3月31日現在で14.7%にとどまっており、諸外国と比べて低い（I-6-6図）。

I-6-6図 女性研究者数及び研究者に占める女性の割合の推移



### (女性研究者の専攻分野)

専門分野別に大学等の研究本務者に占める女性の割合を見ると、平成27年は、薬学・看護学等の分野では女性が半数以上を占める一方、工学分野は10.0%、理学分野は14.1%にとどまっている。

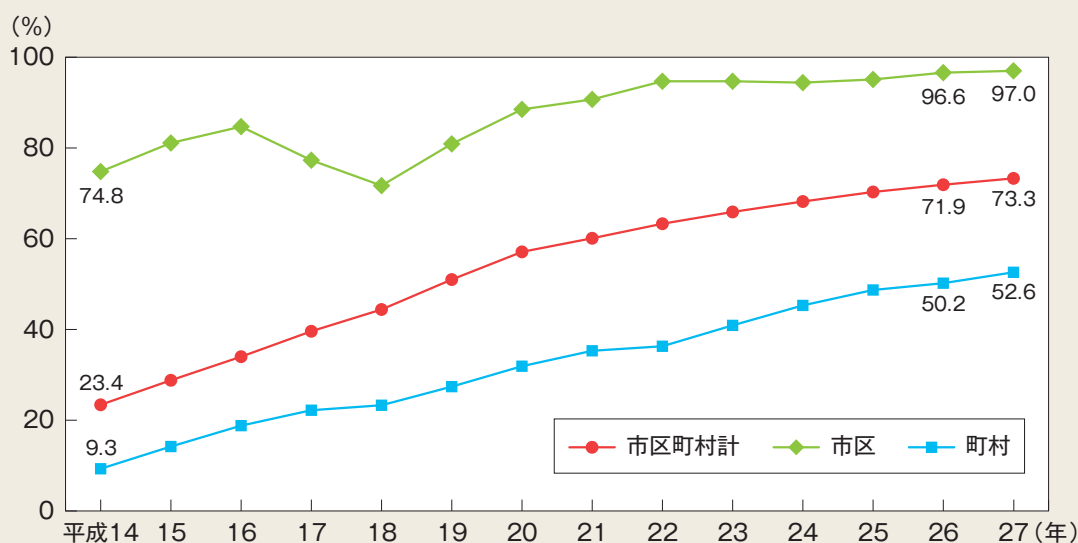
## 第7章 地域・農山漁村，防災・復興における男女共同参画

### 第1節 地域・農山漁村における男女共同参画

#### （地方公共団体における男女共同参画計画の策定状況）

市区町村計の男女共同参画計画策定率は，平成14年以降一貫して上昇しており，27年4月1日現在73.3%（前年比1.4%ポイント増）となっている。しかし，市区の策定率が97.0%である一方，町村の策定率は52.6%と，いまだ約半数が策定していない（I-7-1図）。

I-7-1図 市区町村における男女共同参画計画策定割合の推移



- （備考）1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。平成15年までは各年3月31日現在，16年以降は原則として各年4月1日現在。
2. 東日本大震災の影響により，平成23年値には，岩手県の一部（花巻市，陸前高田市，釜石市，大槌町），宮城県の一部（女川町，南三陸町），福島県の一部（南相馬市，下郷町，広野町，楢葉町，富岡町，大熊町，双葉町，浪江町，飯館村）が，24年値には，福島県の一部（川内村，葛尾村，飯館村）がそれぞれ含まれていない。
3. 市区には，政令指定都市を含む。

#### （農山漁村における女性の参画）

農業就業人口は平成27年2月1日現在<sup>1</sup>で約210万人であり，そのうち女性の割合は48.1%で約半数を占めている。

また，平成26年度における農業委員会に占める女性の割合は7.3%（前年比1.0%ポイント増），27年度における農業協同組合の役員に占める女性の割合は7.2%（同0.3%ポイント増）となっており，年々上昇している。

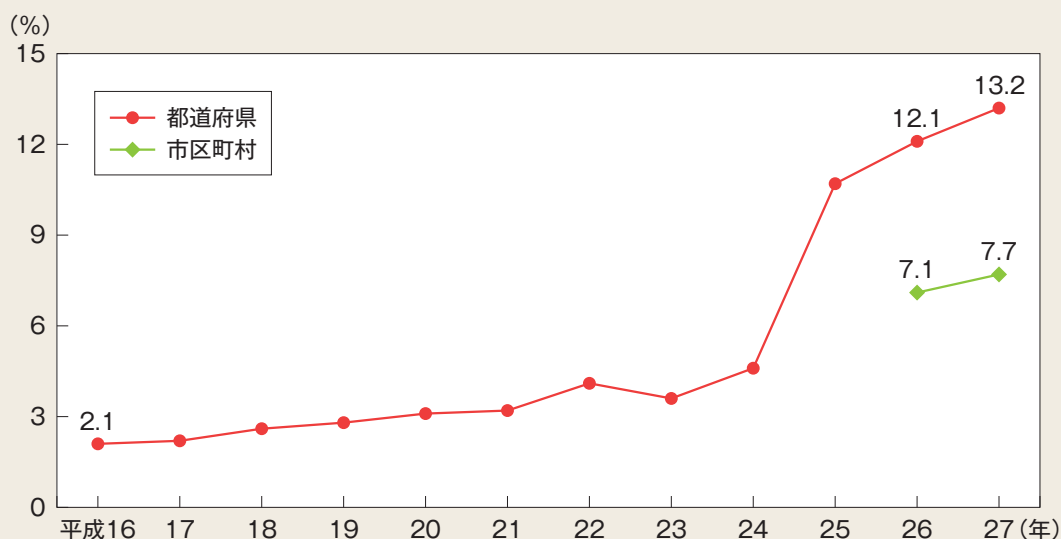
<sup>1</sup> 東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域である，福島県楢葉町，富岡町，大熊町，双葉町，浪江町，葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市，川俣町及び川内村の一部地域。）を除く。

## 第2節 防災・復興における男女共同参画

### (防災会議の委員に占める女性の割合)

地方公共団体の防災会議の委員に占める女性の割合は、平成27年4月1日現在、都道府県防災会議が13.2%（前年比1.1%ポイント増）、市区町村防災会議が7.7%（同0.6%ポイント増）といずれも上昇傾向にある（I-7-5図）。

I-7-5図 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。  
2. 原則として各年4月1日現在。  
3. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。

### (防災の現場における男女共同参画)

消防吏員に占める女性の割合は、平成27年4月1日現在で2.4%、女性消防吏員のいない消防本部数は、同日現在で288となっている。

消防団員に占める女性の割合は、平成27年4月1日現在で2.6%であり、消防団員総数が減少する中で、女性の割合は一貫して上昇傾向にある。

### (復興における男女共同参画)

岩手県、宮城県、福島県及び同3県の全市町村を対象に復興と男女共同参画等に関する調査を実施したところ、平成27年度における、復興計画の策定や推進のための委員会等の委員に占める女性の割合は、14.4%となっている。なお、設置された83の委員会等のうち、女性委員がいない委員会等は15となっている。



## Ⅱ 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

### 第1部 平成27年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

#### はじめに 平成27年度を振り返って

##### 1 男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階へ

- 平成27年6月、内閣総理大臣を本部長とするすべての女性が輝く社会づくり本部において「女性活躍加速のための重点方針2015」が決定された。同方針において今後毎年、重点的に進めるべき政策方針を決定して各府省の概算要求に反映させることとされた。
- 平成27年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が10年間の時限立法として成立し、同法に基づく基本方針も同年9月に閣議決定された。
- 平成27年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定された。

##### 2 男女共同参画に関わりの深い制度改革の動き

- 育児や介護を行う労働者が安心して働き続けられるよう、平成28年3月に男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、①育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件緩和、②介護休業の分割取得、③介護休業給付の給付率の引上げ、④事業主へのマタニティハラスメント防止措置の義務付け等を行うこととされた。
- 平成28年3月に子ども・子育て支援法が改正され、従業員の多様な働き方に応じて企業の負担により行う柔軟な事業所内保育等への支援を行うこととされたほか、同年3月に児童扶養手当法の改正法案が提出され、同法案においてひとり親家庭に対する児童扶養手当について、第2子以降の加算額を増額することとされた。

##### 3 国際的な動向への対応

- 2015（平成27）年8月、東京において、2回目となる国際女性会議WAW！2015（World Assembly for Women）を開催した。また、UN Womenの日本事務所を同年4月に東京に開設するとともに、同機関への拠出を大幅に増額するなど、国連との連携を一層強化した。
- 2014（平成26）年9月に我が国が国連に提出した「女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」について、2016（平成28）年2月に審査が行われ、同年3月に女子差別撤廃委員会から最終見解が出された。

#### 第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

- 平成27年6月に開催された第45回男女共同参画会議では、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」が決定された。
- 平成28年3月に開催された第48回男女共同参画会議では、新たな「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」を同年5月頃に決定すべく、重点方針専門調査会を設置し調査審議を進めることが決定された。
- すべての女性が輝く社会づくり本部は、平成27年6月、今後政府が重点的に取り組むべき事項を「女性活躍加速のための重点方針2015」として決定した。また、同年9月に開催した同本部に



において、女性活躍推進法に基づく基本方針案について議論するとともに、伊勢志摩サミットに向けて女性のアジェンダを推進することとした。

- すべての女性が輝く社会づくり本部は、平成28年3月、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を策定した。

## 第2章 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 内閣府は、政治分野における女性の参画拡大の重要性について積極的に啓発するべく、地方の政治分野における女性の参画状況についてデータを取りまとめて「女性の政治参画マップ2016」を作成した。さらに、平成28年3月から、政党に対し、女性議員が活躍しやすい環境の整備等についての要請を開始した。
- 人事院は、公務に優秀な女性を確保するという観点から、平成27年度において、各府省の第一線で活躍する女性行政官が重要な政策課題について講演し、併せて女性の立場から公務の魅力等を伝える「女性のためのトークライブ」等を実施した。
- 内閣府では、平成28年2月、地方公共団体に対して、女性地方公務員の採用・登用の促進等、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組の推進について要請を行った。
- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、国の公共調達及び補助金の分野において、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業のポジティブ・アクション等を推進するための取組を各省において行った。

## 第3章 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- 平成26年10月の経済財政諮問会議で税制、社会保障制度、配偶者手当等の在り方について、総合的に具体的取組の検討を進めるよう、内閣総理大臣から指示・要請が行われ、27年6月には、同会議にそれまでの各制度の進捗状況を報告した。
- 政府税制調査会は「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」を平成27年11月に取りまとめた。
- 平成28年10月の被用者保険の適用拡大の施行後の更なる適用拡大の進め方等について、社会保障審議会年金部会等で議論を行った。これらを踏まえ、中小企業についても、労使合意に基づき、適用拡大の途を開くこと等を内容とする「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案」を第190回通常国会に提出した。
- 国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、人事院において、平成27年11月より学識経験者による「扶養手当の在り方に関する勉強会」を開催するなど、検討を行っている。また、民間企業における配偶者手当については、厚生労働省において、同年12月より学識経験者による「女性の活躍促進に向けた配偶者手当の在り方に関する検討会」を開催して検討を行い、28年4月に報告書を公表した。
- 最高裁判所が平成27年12月に再婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲法に違反するとの判断を示したことを受け、28年3月、再婚禁止期間を100日に短縮する等の措置を講ずることを内容とする法律案を国会に提出した。

## 第4章 男性, 子供にとっての男女共同参画

- 内閣府では、男性にとっての男女共同参画や男性の家事・育児等への参画に向けた理解を促進するため、平成27年11月、「男性にとっての男女共同参画シンポジウム」を実施した。
- 児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るため、平成27年12月に開催された第4回子どもの貧困対策会議において、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が決定された。
- 厚生労働省では、児童相談所全国共通ダイヤルについて、より広く一般に周知し、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などにためらわずに児童相談所に通告・相談ができるように、平成27年7月から3桁番号（189）に変更し、運用を開始した。
- 文部科学省では、平成27年7月、初等中等教育局長通知を発出し、虐待等の理由により児童相談所等で一時保護等が行われている児童生徒について、当該児童生徒が学習を行っている場合は「出席扱い」が認められること、学習を行っていない場合は欠席日数としない、いわゆる「公欠扱い」とすることを示した。
- 総務省では、青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS)を活用して、リテラシー能力を測定するためのテスト及びアンケートを実施・分析し、その結果を平成27年11月に公表した。

## 第5章 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 上司・同僚からの言動により妊娠・出産等をした女性労働者の就業環境が害されることのないよう、事業主に雇用管理上の措置を義務付ける等、男女雇用機会均等法等が平成28年3月に改正された。
- 厚生労働省では、パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の履行確保を図るとともに、正社員との均等・均衡待遇確保のための取組を推進した。また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保に向けた事業主の取組を支援し、併せてパートタイム労働者のキャリアアップ支援等を行った。
- 厚生労働省では、平成27年9月に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律が成立・施行されたことに伴い、改正法の内容について、パンフレットの作成・配布や都道府県労働局による説明会の開催等により周知を行った。
- 平成27年8月に、女性活躍推進法が成立し、国・地方公共団体、常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主（民間企業等）は、女性の採用・登用等の状況を自ら把握し、課題を分析した上で、その結果を踏まえ、数値目標の設定を含めた行動計画を策定・公表することや、女性の活躍状況に関する情報を公表すること等が義務付けられた。
- 平成27年9月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向等について定める「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」が閣議決定された。
- 内閣府では関係省庁とともに、平成27年11月、事業主行動計画の策定に当たってのガイドラインとなる「事業主行動計画策定指針」を告示した。
- 厚生労働省では、平成28年4月の女性活躍推進法の全面施行に向けて、自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画策定を簡易に行える「一般事業主行動計画策定支援ツール」を作成し、

事業主の取組の支援を行っている。

- 厚生労働省では、「女性の活躍・両立支援総合サイト」と内閣府の「女性の活躍『見える化』サイト」とを統合し、新たに「女性の活躍推進企業データベース」を立ち上げ、女性活躍推進に関する個別企業の情報が一覧性をもってより解りやすく提供されるよう見直しを行った。
- 経済産業省では、女性をはじめ多様な人材の能力を活かして成果を上げている企業を「ダイバーシティ経営企業100選」として表彰しており、平成27年度は34社を表彰した。また、東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を、「なでしこ銘柄」として選定しており、27年度は45社を発表した。
- 経済産業省では、平成27年1月、「家事支援サービス事業者ガイドライン」を策定し、当ガイドラインを活用した事業者評価の検討を行っている。また、28年2月には、事業者が当ガイドラインにおける担保すべき項目を満たしていることを確認できる「家事支援サービス事業者自己診断ツール」を作成した。
- 国土交通省では、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」の下、27年度には、地域ぐるみで女性活躍を支える全国12の事業を支援、先進的な企業の事例を集めた「建設業女性の活躍応援ケースブック」を作成したほか、建設業での女性活躍推進について初の実態調査を実施した。

## 第6章 男女の仕事と生活の調和

- 仕事と生活の調和連携推進・評価部会では、平成27年12月、「仕事と生活の調和連携推進・評価部会報告書～公共調達においてワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みについて～」を取りまとめた。また、平成28年3月、すべての女性が輝く社会づくり本部において、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を決定し、新たに、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた。
- 厚生労働省では、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月閣議決定）を策定した。さらに、この大綱に沿って、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止に関する対策に取り組んでいる。
- 厚生労働省では、次世代育成支援対策推進法により、平成27年4月から開始された認定制度（「ブラチナくるみん」認定）等について周知を行っている。
- 政府は、子ども・子育て支援新制度の平成27年4月からの本格施行後は、各地方公共団体において直面している運営上の課題等に関する情報交換・意見交換等を行い、状況の把握に努めるとともに、パンフレットやQ&Aの作成、説明会の開催等を通じて、保護者や事業者、地方公共団体等の関係者に新制度の周知を図り、制度の円滑な運用に努めている。
- 子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずるため、子ども・子育て支援法の一部が改正された。
- 厚生労働省では、今後、女性の就業が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の整備量を40万人から50万人へと上積みすることとしており、その実現に当たっては、保育所等の施設整備費の上積みや、新たに小規模保育の施設整備補助を創設するなど、保育の受け皿拡大を推進することとしている。
- 文部科学省及び厚生労働省は、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放



課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めている。

- 厚生労働省では、平成27年9月に「こころほっとライン」を開設し、働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談に応じている。

## 第7章 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- 農林水産省では、農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画拡大を促進するため、全国各地における女性農業委員の研修会や改正農業協同組合法に係る説明会の開催、女性の登用状況の調査・公表、女性の登用促進に向けた推進活動等を実施した。
- 農林水産省では、人・農地プランの策定に当たっては、集落・地域における話し合いや、市町村における検討会への女性農業者の参画を義務づけるとともに、その割合を30%以上にすることを目指すなど、地域の方針決定過程への企画・立案段階からの女性の参画を促進した。

## 第8章 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するため、支援を必要とする家庭に対し、行政の支援が確実につながる仕組みを整えとともに、子育て、教育、生活、就業、住居、経済面等について、支援の一層の充実を図る必要があることから、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を策定した。
- 厚生労働省では、平成27年度補正予算において、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を創設し、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることとしている。
- 厚生労働省では、平成27年10月からマザーズハローワーク事業として、ひとり親への支援の充実を図るため、地方公共団体やひとり親への支援を行う特定非営利活動法人等と連携した就職支援を実施している。
- 内閣府では、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や民間資金を活用した支援等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進するため、平成27年10月に「子供の未来応援国民運動」を始動させた。

## 第9章 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 厚生労働省では、社会福祉協議会が実施する高齢者の日常生活を支援する事業（日常生活自立支援事業）について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて地域包括支援センターや民生委員等とも連携し推進を図っている。
- 厚生労働省では、介護労働者の雇用管理改善のため、平成27年4月、「介護雇用管理改善等計画」を改正したほか、労働環境の改善に資する介護福祉機器や雇用管理制度等を導入する事業主への助成、介護労働安定センターによる雇用管理改善のための相談援助や実践力を備えた介護人材の育成を図るための介護労働講習を行っている。
- 政府は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即して対応要領や対応指

針を作成・公表したほか、全国10か所で「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」等を開催した。

- 障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」を平成28年3月に閣議決定し、第190回国会に提出した。
- 法務省の人権擁護機関では、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じており、平成27年においては、「外国語人権相談ダイヤル」を新設するとともに、外国人のための人権相談所を拡充した。
- 文部科学省では、外国人の児童生徒等の教育の充実のため、日本語指導等を行うための教員定数の加配措置、独立行政法人教員研修センターにおける日本語指導者等に対する研修等を実施している。また、各地方公共団体が行う公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組への支援等を実施しているほか、平成27年度より、就学に課題を抱える外国人の子供の就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体を補助している。
- 法務省の人権擁護機関では、法務局等において、人権相談に積極的に取り組むとともに、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制の充実を図っている。
- 文部科学省では、平成27年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。

## 第10章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 内閣府では、相談窓口を知らない被害者のため、発信地等の情報から最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の窓口へ自動転送する「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）」を実施している。
- 警察では、被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保や、民間のカウンセラー等との連携に努めている。
- 法務省の人権擁護機関では、平成27年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を設けた。
- 厚生労働省では、婦人相談所において休日夜間も含めた相談体制の強化を図るなど、被害女性からの相談体制の充実を図っている。
- 警察では、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関の紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導警告するなどして、被害女性への支援を推進している。
- 警察では、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる先制・予防的活動の積極的な推進により、性犯罪等の未然防止に努めている。
- 配偶者暴力防止法及び同法に基づく基本方針に沿って、関係府省では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進している。
- 法務省では、刑事法研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等の有識者からなる「性犯罪の罰則に関する検討会」が平成27年8月に取りまとめた報告書を踏まえ、同年10月、性犯罪に対処するための刑法の一部改正について、法制審議会に諮問し、同審議会刑事法（性犯罪関係）部会

において、審議を行っている。

- 「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に取り組んでいる。
- 人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な認知及び保護を推進している。
- 総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するためのフィルタリングに関し、その導入促進及びサービスの多様化に向けた民間の取組を積極的に支援している。

## 第11章 生涯を通じた女性の健康支援

- 厚生労働省では、「健康日本21（第二次）」を平成25年4月から推進するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図っている。
- 厚生労働省では、平成27年度から、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目なく総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を行っている。
- 厚生労働省では、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業について、平成28年1月から初回治療の助成額を拡充した。
- 厚生労働省では、出産や育児等により離職している女性医師や看護職員の復職支援のため、女性医師バンクやナースセンターによる求人・求職情報の提供や就職あっせん等の再就業支援等を行っている。
- 文部科学省では、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や、女性競技種目における戦略的かつ実戦的な強化のためのモデルプログラムによる女性アスリートの育成等を実施し、女性アスリートの国際競技力の向上を図っている。

## 第12章 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- 文部科学省では、初任者研修や10年経験者研修等各都道府県等が実施する研修において、人権教育や男女共同参画に係る内容が取り扱われることを通じて、学校教育関係者に対して意識啓発を図っている。
- 文部科学省では、平成27年11月に働き方や子育てへの参画等について多様な選択が可能となるよう学生を対象としたワークショップを実施し、普及・啓発のための実践手引書を作成した。
- 文部科学省では、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として認定する制度を創設し、平成27年12月に123課程を初回認定した。
- 厚生労働省では、学生に対して、就職先を選択する際には、「女性の活躍・両立支援総合サイト」等を参考にしながら、企業の女性の活躍状況やポジティブ・アクションの取組も考慮するよう、大学等を通じて啓発を図っている。



### 第13章 科学技術・学術分野における男女共同参画

- 平成28年1月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」では、女性研究者の新規採用割合について、数値目標を設定し、その早期達成に向けて関連する取組を産学官の総力を結集して総合的に推進することなどを盛り込んでいる。
- 平成27年6月に閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略2015」では女性の参画の促進のため、女性リーダーの登用促進や次世代を担う女性の科学技術人材の裾野の拡大に取り組むこと等を盛り込んでいる。
- 日本学術会議では、平成27年8月に提言「科学者コミュニティにおける女性の参画を拡大する方策」を公表した。
- 内閣府では、女子学生・生徒、保護者、教師等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野への関心と理解を促進するため、ウェブサイト「理工チャレンジ」を開設し、女性研究者等のロールモデルや、この取組に賛同する大学・企業等（リコチャレ応援団体）の情報提供を実施している。

### 第14章 メディアにおける男女共同参画の推進

- 文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を行っている。
- 警察では、スマートフォン等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及促進を図るとともに、関係事業者に対して自主的な児童被害防止対策の強化に向けた働きかけを実施している。
- 内閣官房では、「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」により、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について情報提供を行っている。
- 内閣府では、男女共同参画推進連携会議主催のシンポジウムの開催等を通じて、メディア分野における女性の参画拡大に資する取組の推進に努めている。

### 第15章 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

- 内閣府では、平成28年2月に、地方公共団体に対し、審議会等委員等における女性の参画拡大について、地域の実情に応じて主体的に数値目標を設定するなどし、具体的な取組が進むよう、要請を行った。
- 内閣府では、地域女性活躍推進交付金を活用して、多様な主体による連携体制の下、女性活躍推進に向けた取組を行う地方公共団体を支援することにより、地域における関係団体・企業等の連携を促進した。
- 復興庁では、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」として公表しており、平成27年10月に作成した第9版では、93事例を公表した。
- 外務省では、「仙台防災協力イニシアティブ」に基づき、「防災における女性のリーダーシップ推進研修」を開始した。
- 2014（平成26）年11月に我が国にて開催された「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」において、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」

の開始が正式に発表されたことを受け、ESDに関する関係省庁連絡会議を設置し、2016（平成28）年3月、「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」を策定した。

また、ESDの優れた取組を世界に広めることを目的とし、日本の財政支援によりユネスコが「ユネスコ／日本ESD賞」を設け、2015（平成27）年11月のユネスコ総会時に第1回受賞式が行われた。

## 第16章 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- 2014（平成26）年9月に、「女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」を国連に提出した。本報告は、第6回報告作成時点の2006（平成18）年7月から2013（平成25）年12月までの我が国における女子差別撤廃条約の実施の進展、遵守状況について報告している。2016（平成28）年2月には本報告に係る政府報告審査がスイスのジュネーブで行われ、日本の女子差別撤廃条約の実施状況について、女子差別撤廃委員会委員と建設的な対話を行った。同年3月には、同委員会から最終見解が出された。
- 我が国は、公正で持続可能な開発の実現に女性が参画し、開発の恩恵を受けられる「女性が輝く社会」の実現を目指し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」策定に係る国際的な議論でも女性のエンパワーメントとジェンダー平等の重要性を訴え、議論に貢献した。その結果、2015（平成27）年9月に国連サミットにおいて策定された同アジェンダにおいてゴール5として「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント」が明記されただけでなく、すべての目標達成において必要不可欠であるとの重要性が明示された。
- 平成27年2月に閣議決定した、我が国の開発協力方針を定める「開発協力大綱」では、開発協力の適正性確保のための原則の一つとして「女性の参画の促進」を挙げており、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう一層積極的に取り組むことを明記している。
- 防衛省・自衛隊では、国際平和協力活動の現場に女性の自衛隊員を含む部隊等を派遣している。平成27年度には、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）において、女性の自衛隊員を含む部隊を派遣している。また、2014（平成26）年12月より、引き続き女性自衛官1名をNATO本部に派遣している。
- 2015（平成27）年9月の第70回国連総会では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するグローバル・リーダーズ会合が開催され、我が国からは安倍総理大臣が出席し、我が国の取組を紹介するとともに、女性活躍促進の分野で日本が世界をリードしていく決意についてステートメントを行った。UN Womenにおいては、我が国は2011（平成23）年から2期連続で執行理事国を務めている（一期3年）。平成27年度には、UN Womenに対して2,757万ドルの拠出を行った。
- 2015（平成27）年8月、我が国は2回目となる国際女性会議WAW! 2015（World Assembly for Women）を開催した。42の国と地域、8国際機関から145名の女性分野等で活躍するトップ・リーダーが参加し、活発な議論を行った。各参加者からのアイデアや提案は「WAW! To Do 2015」として取りまとめられ、国連文書としても発出された。



## 第2部 平成28年度に講じようとする男女共同参画の形成の促進に関する施策

### 第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

- 内閣府は、平成27年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画について、実効性をもって具体的取組を進めていくため、男女共同参画会議及びその下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、男女共同参画施策に係る企画立案・総合調整機能を最大限に発揮していく。
- 男女共同参画会議においては、第4次男女共同参画基本計画に基づく各府省の施策の実施状況や女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関する調査審議を行う。
- 男女共同参画会議は、平成28年3月開催の第48回会議で設置した重点方針専門調査会において「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」を検討し、男女共同参画社会基本法に基づく内閣総理大臣及び関係各大臣に対する意見として決定する。当該意見を踏まえ、すべての女性が輝く社会づくり本部において「女性活躍加速のための重点方針2016」を決定し、各府省の概算要求に反映させる。

### 第2章 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

- 内閣府では、仕事と生活の調和の実現に向けて、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく取組状況の点検・評価を行うための総合調整を行う。また、各府省等では、平成28年3月に策定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」等により、国の契約のうち、総合評価落札方式等による事業において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を原則として28年度中に導入していく。
- 内閣官房内閣人事局及び各府省等では、国家公務員について、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」を踏まえ、各府省等において策定された取組計画に基づき、女性職員の活躍推進及び男女全ての職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、取組を着実に進めていく。
- 厚生労働省では、育児を積極的にする男性「イクメン」を応援し、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」を引き続き実施する。平成28年度からは新たに、企業が職場内研修で活用できる資料を作成するほか、公式サイトの充実等情報発信を強化する。
- 内閣府及び厚生労働省では、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画や都道府県・市町村推進計画の策定、関係機関により構成される協議会の組織等に関し、その取組状況についてフォローアップを行うとともに、必要な助言や情報提供を行う。また、各事業主行動計画や都道府県・市町村推進計画、各事業主が情報公表した内容等について、適切な形で「見える化」を行うことで、女性の活躍推進に向けて国や地方公共団体・企業等が行う取組を促進する。
- 内閣府では、様々な立場にある女性が、自分に必要な支援を選択し、円滑に利用できるよう、各実施機関の支援情報を集約・整理し、分かりやすく案内する「女性応援ポータルサイト」について掲載情報等の充実を図る。
- 経済産業省では、東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を「なでしこ銘柄」として選定する。また、女性をはじめ多様な人材の能力を活かして成果を上げている企業を「新・ダイバーシティ経営企業100選」として表彰する。

### 第3章 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 内閣府は、国や地方の政治において、女性の参画の拡大が進むよう、必要な調査研究や情報提供等を行う。
- 内閣官房内閣人事局及び各府省等では、国家公務員について、取組指針を踏まえ、各府省において策定された取組計画に基づき、女性職員の活躍推進及び男女全ての職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、取組を着実に進めていく。
- 各地方公共団体においては、研修支援や多様な職務機会の付与等による女性職員の計画的な育成等、人事管理面での変革を推進するとともに、男性職員の育児休業等の取得促進に向けた職場環境の整備等の働き方改革を進める。
- 厚生労働省では、女性活躍推進法が平成28年4月から全面施行されることに伴い、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主において、一般事業主行動計画の策定や自社の女性の活躍に関する情報の公表等がなされるよう、着実な履行確保に取り組む。
- 厚生労働省では、中小企業のための支援体制を構築し、集中的に中小企業の女性活躍推進を支援する取組を講じる。

### 第4章 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- 厚生労働省では、仕事と育児・介護等の両立支援のための取組を積極的に行っており、かつその成果が上がっている企業に対し、公募により表彰を実施し、その取組を広く周知する。
- 厚生労働省では、育児休業中の代替要員の確保等を行う中小企業事業主に対する助成金を拡充する。さらに、男性の育児休業の取得促進のため、職場環境整備の取組後、男性の育児休業取得者が生じた事業主に対する助成金や、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援に関する取組を行った事業主に対する助成金を新設する。
- 厚生労働省では、女性活躍推進法に基づき常時雇用する労働者数が301人以上の事業主に対して、男女間賃金格差の主な要因である継続就業年数や管理職に占める割合の男女差を含めた自社の女性の活躍状況について把握・分析を行い、それらを踏まえた行動計画の策定等を義務付けるとともに、女性活躍推進に関する状況等が優良な事業主に対する認定、女性活躍加速化助成金の支給等を通じて、女性の継続就業年数の長期化や管理職の女性割合の増加を図ることで、男女間賃金格差の是正に向けて取り組む。
- 厚生労働省では、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）において、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントなど職場におけるハラスメントの未然防止に向け一体的に施策を推進するとともに、事業主に対しあらゆるハラスメントに一元的に対応する体制の整備について、事業主が措置を講ずることを促すことを検討する。
- 国土交通省では、建設業における女性の更なる活躍を目指し、地域ぐるみの活動の深化に加え、女性リーダーの育成、他産業連携等を新たに推進する。
- 厚生労働省では、職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・拡大を図るため、多様な正社員の取組事例を収集し、雇用管理上の留意事項及び好事例の周知・啓発を行うとともに、「多様な正社員」の導入を検討している企業に対するコンサルティングや助成制度等、支援措置を講じる。
- 厚生労働省では、パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境

を整備するため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく是正指導等により同法の着実な履行確保を図る。また、企業表彰の実施や職務分析・職務評価の導入支援など、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保に向けた事業主の取組を支援する。

- 厚生労働省では、派遣労働者について、平成27年9月に施行された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律について、引き続き改正内容の周知徹底を図るなど、円滑な施行に取り組む。
- 厚生労働省では、子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおいて、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等を実施するとともに、事業拠点の拡大等を行う。
- 経済産業省では、地域における金融機関、創業・産業支援機関等の様々な関係者が連携し、女性の起業を支援する体制を整備するための「女性起業家等支援ネットワーク構築事業」を実施し、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援につなげる。

## 第5章 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

- 内閣府では、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけるとともに、地域における様々な課題について、男女共同参画の視点を取り入れつつ実践的な活動が行われるよう支援する。
- 内閣府では、地域における女性の活躍を推進するため、「地域女性活躍推進交付金」により、多様な主体による連携体制の構築等、地方公共団体が行う住民に身近な取組を支援する。
- 農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、人・農地プランを検討する場への女性農業者の参画を義務付けるとともに、女性農業者の農業委員会の委員及び農業協同組合の役員等への登用を推進する。
- 農林水産省では、平成28年4月に施行された改正後の農業委員会等に関する法律及び農業協同組合法において、農業委員会の委員や農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれたことも踏まえ、委員・役員の任命・選出が男女共同参画の視点から行われるよう、女性の参画拡大に向けた取組を促進する。
- 農林水産省では、女性農業者の知恵と民間企業の技術等を結び付け、新たな商品やサービスの開発等を行う「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化する。
- 農林水産省では、農業経営において、福利厚生面の充実にもつながる法人化を進めるとともに、家族経営協定の締結の促進や、女性の活躍推進に積極的に取り組む経営体の認定等を通じ、女性でも働きやすい環境づくりを推進する。

## 第6章 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- 平成28年1月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」に掲げられた数値目標の達成に向けて、研究等とライフイベントとの両立を図るための支援や環境整備、女性リーダーの育成・登用、次代を担う女性及びその保護者への科学技術系の進路に対する興味関心の醸成等の取組を促進する。
- 文部科学省では、新たに、研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力の向上を



一体的に推進するなど優れた取組を体系的・組織的に実施する大学等を選定し、支援する「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」を実施する。

- 独立行政法人日本学術振興会においては、出産・育児により研究を中断した研究者に対して、研究奨励金を支給し、研究復帰を支援する「特別研究員（RPD）事業」を引き続き推進する。
- 国立研究開発法人科学技術振興機構では、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を実施する。平成28年度は、保護者・教員等への取組も積極的に実施する。
- 経済産業省では、理系女性自身が持っているスキルと産業界が求めるスキルの見える化を行うことにより、女性自身がどのようなスキルを身につければ良いか把握できるような仕組みの構築を支援する「理系女性活躍促進支援事業」を実施する。

## 第7章 生涯を通じた女性の健康支援

- 内閣府では、女性応援ポータルサイトを活用し、女性の健康に関する広報活動による普及啓発を行う。
- HIV／エイズ、性感染症について、正しい知識の普及啓発を始め総合的な施策を進める。
- 厚生労働省では、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を行うとともに、地域の実情に応じて、出産直後の母子に対する心身のケア等を行う産後ケア事業等を実施する。
- 厚生労働省では、地域医療介護総合確保基金を通じて、女性医師の復職に関する相談窓口の設置や研修、院内保育所の運営等の都道府県の取組に対して財政支援を行う。また、出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、女性医師バンクによる職業斡旋等を実施する。
- 文部科学省では、女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や指導者の養成、女性競技種目における強化プログラム、女性特有の課題やライフイベントに対応した医・科学サポート、女性エリートコーチの育成を実施し、女性アスリートの国際競技力の向上を図る。

## 第8章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 内閣府では、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて広報啓発活動により社会の問題意識を高めるとともに、女性に対する暴力の実態が的確に把握できるデータの在り方を検討する。
- 内閣府では、地方公共団体、民間団体等の関係者を対象としたワークショップを開催する。
- 厚生労働省では、婦人相談所、婦人保護施設等において、配偶者からの暴力被害者等への支援を実施する。
- 警察では、引き続きストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の人身の安全を早急に確保する必要性が認められる事案に対し、迅速かつ的確な組織的対応を徹底するとともに、「ストーカー総合対策」に基づく取組の確実な実施を図る。
- 警察では、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。性犯罪捜査に当たっては、関係機関との連携の強化も図りつつ被害者の精神的負担の軽減に努める。
- 警察では、子供を対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、法務省から情報提供を受け、その対象者を訪問しての所在確認や、必要に応じ、同意を得て行う面

談等，性犯罪の再犯防止に向けた措置の強化を図る。

- 法務省では，法制審議会において，性犯罪に対処するための刑法の一部改正について審議中であるところ，同審議会における審議結果を踏まえて必要な措置を講ずる。
- 文部科学省では，児童虐待の防止のため，学校・教育委員会において，学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応，通告後の関係機関との連携等を一層促進する。
- 厚生労働省では，性的虐待による被害等を受けた児童に対する相談援助が適切に行われるよう，児童相談所の相談体制等の充実を支援する。
- 総務省及び経済産業省では，青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため，フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行う。
- 人身取引対策に関する関係省庁では，「人身取引対策行動計画2014」に基づき，緊密な連携を図りつつ，人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な認知及び保護を推進する。

## 第9章 貧困，高齢，障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- 厚生労働省では，複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ，包括的な支援を行いその自立を促進するため，生活困窮者自立支援法に基づく相談支援及び就労支援等を着実に実施していく。
- 内閣府では，ひとり親家庭等の自立を社会全体で応援すべく，官公民の連携・協働プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」を推進する。
- 厚生労働省では，ひとり親家庭等の実情に応じた自立支援策を総合的に展開していく。また，平成27年12月に決定された「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」に基づき，就業による自立に向けた支援を基本にしつつ，子育て・生活支援，学習支援等の総合的な支援を実施する。
- 厚生労働省では，「地域若者サポートステーション事業」について，高校中退者等の支援を更に充実させるため，学校等関係機関と連携し，切れ目のない支援を強化する。
- 厚生労働省では，高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき，65歳までの定年の引上げ，継続雇用制度の導入等の高齢者雇用確保措置が着実に実施されるよう事業主への指導・支援に取り組む。
- 国土交通省では，高齢者が安心して暮らすことができる住まいを確保するため，介護・医療との連携を強化した高齢者を支援するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに，同住宅への住み替えを支援する。
- 「障害者基本計画（第3次）」に基づき，施策の一層の推進を図るとともに，平成28年4月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の円滑な運用を図る。
- 厚生労働省では，平成28年4月より施行された，改正障害者雇用促進法に基づく雇用分野における障害者の差別禁止や合理的配慮の提供義務について，ハローワークにおける助言・指導等の取組により，その着実な実施を図るとともに，引き続き制度内容の周知・啓発に取り組む。
- 文部科学省では，就学に課題を抱える外国人の子供を対象に，公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体への補助を行う。また，外国人児童生徒等の多様性や地域の実態に応じた，日本語指導・支援体制を構築するための取組を実施する。

## 第10章 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- 税制に関しては、個人所得課税について、各種控除や税率構造の一体的な見直しを検討する。
- 社会保険制度については、年金機能強化法に基づき短時間労働者への社会保険の適用拡大に向けた準備や周知に取り組むほか、更なる適用拡大に向けて必要な取組を進めていく。
- 国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、人事院に対し検討を要請しており、その検討結果を踏まえ、速やかに対処する。民間企業における配偶者手当についても、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。
- 平成28年度においては、「待機児童解消加速化プラン」に基づき約8万人分の受入児童数の拡大を図るため、保育所等の整備を推進するほか、保育士資格取得支援や再就職支援等の保育士確保対策を総合的に実施する「保育対策総合支援事業費補助金」を創設し、地方公共団体の取組を支援する。また、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講じ、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。
- 文部科学省及び厚生労働省では、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備を推進していく。平成28年度は、放課後児童クラブの「量的拡充」のための支援策を平成27年度に引き続き実施して受入児童数の更なる拡大を促すとともに、待機児童の解消に向けた取組のより一層の強化を図るよう、市町村への支援の充実を図る。
- 厚生労働省では、高齢化が一層進展する我が国において、介護保険制度が将来にわたり国民生活の安心を支え続けることができるよう、介護保険法の着実な実施を図る。また、全国の主要なハローワークに設置された「福祉人材コーナー」において、福祉分野のきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言、指導等を実施するとともに、支援を一層充実させるため、事業拠点の拡大等を行う。

## 第11章 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

- 内閣府においては、6月23日から同月29日までの「男女共同参画週間」において、「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」をキャッチフレーズに定め、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動等を実施する。
- 学校教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。
- メディア業界が自主的に行っている女性の人権を尊重した表現の推進のための取組を継続、拡大するよう働きかける。また、女性や子供の人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特に、インターネット上の情報の取扱いについては、若年層も含めて広く啓発を行う。
- 内閣府では、メディア業界における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を含むダイバーシティに関する取組を促すとともに、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。



## 第12章 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

- 内閣府では、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」（以下「指針」という。）について周知を図るとともに、地域防災における男女共同参画の推進に係るモデル事業の成果を広く発信していく。また、防災における女性のリーダーシップの推進のため、防災関係者に対し、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施する。なお、平成28年（2016年）熊本地震に関し、熊本県及び熊本市に対し、指針等を活用し、避難所運営等において男女共同参画の視点に配慮した措置が講じられるよう通知を発出した。これを踏まえ、被災地において適切な災害対策が講じられるよう働きかける。
- 復興庁では、男女共同参画の観点から、まちづくりなど、被災地の復興の場面における具体的な取組を進めるに当たって、参考となる事例の収集・提供を引き続き行うほか、被災地の地方公共団体等のニーズに沿った支援等を行う。

## 第13章 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- 「女子差別撤廃条約第7回及び第8回定期報告」の審査に関し、2016（平成28）年3月に女子差別撤廃委員会から公表された最終見解を踏まえ、我が国政府として必要な取組等を行う。
- 我が国は、2015（平成27）年2月に閣議決定した開発協力大綱に基づき、開発協力に女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、新たに策定するジェンダー分野の新政策に基づき、男女共同参画の推進及び女性のエンパワーメントに積極的に寄与する。
- 国際社会における我が国の存在感及び評価を高めるために、様々な機会を利用して我が国の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信する。具体的には、国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、日本の特徴を生かしたテーマ（防災や環境分野における男女共同参画の視点等）の対外発信に努める。
- 2016（平成28）年6月にはペルーにおいてアジア太平洋経済協力（APEC）女性と経済フォーラムが、同年秋には国連総会第三委員会等が開催される所、これらの国際会議に、更に積極的に貢献していく。
- 2014（平成26）年、2015（平成27）年に引き続き、世界のトップリーダーの参加を得て国際女性会議WAW！（World Assembly for Women）を東京で開催する。